

令和4年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和4年6月9日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時43分

議事日程

開会 令和4年6月9日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針演説

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)

日程第5 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第3号 町長等の給与の特例に関する条例

日程第7 議案第4号 阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第8 議案第5号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

日程第9 議案第6号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第10 議案第7号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第11 議案第8号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第1回)

日程第12 発議第1号 誤振り込みに関する調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三 浦 貴
議会書記	平 田 祥 子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。昨年は5月15日に山口県内が梅雨入りしたとの発表がありましたが、今年は未だ梅雨入りすることなく経過しています。山間部では、田植えも終わっていますが、沿岸部では、今からのところもあるようです。しかし、降水量が少なく田植え用の水の管理が大変だという声を聴いております。早く適度な雨が降るように願っているところです。

国際社会では、ロシアによるウクライナへの軍事進攻が未だに続いており、世界的な物価の高騰に繋がっています。日本においても、6月から値上がりしている多くの商品、野菜などが見受けられます。一刻も早い終結が望まれております。

又、東アジアにおきましては、北朝鮮による幾度となく繰り返される弾道ミサイルの発射は、日本にとって大変脅威であります。こちらも一日も早く安全な東アジアが訪れることを望んでいます。

又、新型コロナウイルス感染症であります。ここにきて感染者が減少していますが、完全には収まらなと思いますが、今後は、コロナとうまく付き合っていくしかないように思いますが、今までどおりにしっかり感染予防をしなくてはなりません。今一度、自分うつらない、他人にうつさないを実行して欲しいと思います。

いま、全国で関心を集めています阿武町の誤送金問題ですが、先日には、阿武町民向けの説明会が町内3ヶ所で開催されましたことは議員各位ご存じのことと思います。各会場におきまして厳しい質問や意見もありました。執行部においては、真摯に受け止め、今後の町政に活かして欲しいと思います。

そんな中、議員各位におかれましては、令和4年第4回阿武町議会定例会に応召ご出席ありがとうございます。

今季定例会には、先ほど申しました誤送金問題を含めた多くの一般質問の通告があります。この後一般質問を行います。執行部におかれましては、しっかりと答弁をお願いいたします。

又、本日の議会散会后、非公開で全員協議会を開催します。これは議長として、執行部に誤送金問題の説明を求めているものであります。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案8件、議員発議1件、全員協議会における報告4件、又7人の方から一般質問の通告がなされております。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。只今より令和4年第4回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、及び委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる5月12日開催の令和4年第3回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

5月26日 令和4年度山陰自動車道(益田～萩間)道路整備促進期成同盟会総会、令和4年度萩・小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

5月30日 全国町村議会議長副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、本職が出席しました。

5月31日 午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。

○町長(花田紀彦) 令和4年第4回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ずは、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席を賜り誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、初夏のさわやかな風が心地よく、水田に映る青空も清々しい好季節となりましたが、4月後半から先週まで、纏まった雨も降らず、田畑の水不足も心配されていたところではありますが、ここに来て纏まった雨も降り、日本気象協会の最新の「梅雨入り予測」では、山口県を含む九州北部は、明後日の11

日頃には梅雨入りとなる見通しの様でありまして、取りあえず一安心と言ったところでもあります。

こうした中、新型コロナの感染者は、6月1日現在で、世界では5億3千万人を超え、死者数も630万人を超えて、更に増え続けており、日本でも3万人以上の死亡者が出るなど、感染が収まらない状況が続いています。

こうした中で、国において、新型コロナにより、困難に直面した方々に対する生活、或いは暮らしの支援対策として、1世帯当たり10万円の現金を給付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付事務にあたり、本町において、ご案内のとおり、公金である4,630万円もの大金を誤振込みにより、二重払いするという重大なミスが発生させてしまいました。

この事件は、システムへの入力ミスや誤操作に端を発し、その後も様々なミスや不適切な対応が重なり、更に、誤振込みの相手方に「組戻し」に応じて頂けなかっただけでなく、公金を不正に使用したことが発覚するなど、世間を騒がせる大事件に発展いたしました。

ここで改めまして、大変なご心配をお掛けした町民の皆様や、或いは多くの方々に心からお詫びを申し上げます。

このことの詳細につきましては、去る6月1日から3日にかけて、町内3カ所で開催した「住民説明会」で、町民の皆様には詳しくご説明を申し上げた所でもありますし、又、先般、末若議長からも要請があり、又、私と致しましても、是非お願いをしたいと思いますので、本日午後には、この事件に特化した「全員協議会」の場で、議員各位に、より詳しくご説明を致す事としておりますので、ここでは、詳しい説明は、割愛をさせていただきます。

なお、4,630万円の公金の回収につきましては、町としては、東京にある2つの銀行の口座を仮差押えし、平行して、民事訴訟の手続きを進めながら、公金の全額回収に向けて全力で取り組んで参った結果、去る5月20日には、その9割強の約4,290万円を法的に確保し、これを公表したところではありますが、実は、今月2日付けで、山口地方裁判所から、債務者に対する「債権差押命令書」が、5月31日に送達された旨の「送達通知書」を受け取ったところがあります。従いまして、民事執行法第155条第1項の規定により、送達日から起算して7日を経過した日の翌日である、昨日6月8日に取立権が発生し、このことにより、法的に約4,290万円の公金の回収が完了致しましたので、この場を借りてご報告させていただきます。

なお、残る約 340 万円につきましても、これまで同様、決してあきらめることなく、全額回収に向けて取り組んで参る所存でございます。

こうした中、私と致しましては、今回の事件を通じ、明らかになった公金の取り扱いについての人的、そしてシステムの、或いは職員の資質的なものを含めた、諸々の指摘を真摯に受け止めて、改めるべきはしっかりと改め、二度とこの様なことの無いように努めて参る所存であります。

又、4月から始まった令和4年度もスタートから約2ヶ月間、少なからず停滞してしまった訳ではありますが、住民説明会を契機に、又、当面の約4,290万円の回収を契機に、阿武町のまちづくりを再起動し、遅れを取り戻し、なお一歩も二歩も前に進めて行くよう全力を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

こうした中、人口の減少対策や定住対策は、町の喫緊の課題であることは言うまでもありません。先にご承認を頂いております令和4年度の各種事務事業等を通じ、関係人口等による人の流動性を高め、波及効果を最大限に引き出し、地域の活性化を図ると共に「空き家バンク」の汚名を返上し、町の魅力アップを図りながら人口定住、人口の増加に繋げて行かなければなりません。

又、同時に、「第一次産業の維持・継続対策」、「商店等の事業承継対策」、「買物や交通弱者への対応」、「公共施設等の老朽化対策」、「介護人材の不足への対応」、更には「地域医療の継続性の確保」などの諸課題にも前向きに対応し、遅れた分を取り戻すべく、様々な施策を積極的に実施しながら、魅力ある町づくりを進めて行く所存であります。

そして、今年度の重要なキーワードとしている「稼げる町」、「お金を生み出せる町」につきましては、「観光客の呼び込み」とそれと「事業継承の後押し」においては、3月にオープンしたキャンプ場において、それなりの成果も出て来ておりますし、特に、道の駅直売所等との相乗効果につきましては、集客の増加にも繋がっており、今後はこれを一つのきっかけとして、阿武町版DMOの「あぶナビ」等による体験型観光事業等を通じて、町全体を楽しめるようなコンテンツの造成と「コト消費」の仕掛けを作り、町にお金が落ち、所得につながるような仕組みを早く構築して行きたいと考えております。

なお、新型コロナにより痛んでいる町の経済につきましては、7月1日から12月末までの6ヶ月間を利用期間とする、一人当たり500円券を20枚で、合計1万円の「阿武町内事業所V字回復応援券」を、今月20日前後には、各世

帯に郵送することとしておりますので、是非ご利用頂き、町内の小規模事業所の応援と同時に、町民の皆様の費用の補填として頂きたいと思っております。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は8件ありますが、内容と致しましては、法律、及び関係政令等の改正に伴う「阿武町税条例等」及び「阿武町国民健康保険条例」の一部を改正する条例の専決処分の報告が2件、そして、今回の誤振込における特別職の処分としての、町長、副町長の給料を減額するための「町長等の給与の特例に関する条例」の新規制定、又、4つの事業を新たに追加するために「阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」のほか、人事異動等に伴う「一般会計補正予算」、「国民健康保険事業」における「事業勘定」及び「直診勘定」、そして「介護保険事業」の各特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会ではありますが、今回は、先ほども申し上げましたが、本日9日と、最終日の15日の2回の開催予定でありまして、本日は先ほども申し上げましたように、今回の「誤振込」についての詳しい説明を申し上げる事としております。

又、最終日の全員協議会につきましては、報告事項ではありますが、地方自治法施行令の規定による繰越事業の報告、そして、町の執行に係る工事等の契約締結の報告、更に、地方自治法の規定に基づく「あぶクリエイションの経営状況」の報告の3件であります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は控えさせて頂き、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶に代えさせて頂きます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君、を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる5月31日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月15日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月15日までの7日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が7人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

まず始めに7番、市原 旭君、ご登壇下さい。

○7番 市原 旭 改めまして、おはようございます。7番、市原旭です。まずもって 公金の誤振込みに端を発しました件 振込先の対応によって全国的なニュースになり、更に事件にまで発展してしまいました。

町長は、謝罪の中で、幾度も当然誤振込をした町側に落ち度があり 責任は、町の最高責任者である町長たる私にあると言われていています。議員にも早い段階から複数回の説明があり、臨時の議会も行いました。先般の3地区での住民説明会を始め、町民に向けて書面での経緯説明、或いは、防災無線による謝罪など、議員が提案した提案を実行して頂けています。ただこの件は、誤振込の問題にだけ留まらず、報道合戦に拡大し、二次的な騒動にまでなって、行政の通常業務、町民の平穏な暮らしにまで影響を与えています。そのような状況下であり、我々議員は、町の一大事に至っている状況を十分に考慮し、安易に町政批判と切り取られる発言は慎む時期だと先般の全員協議会の中で各議員で確認したはずですし、これからもそうしていくべきだと感じております。

そう言った事も思いつつ、質問に入りたいと存じます。

私は、移住政策について伺います。移住政策の見直しの観点で、まず町長に伺います。先程 触れました事件、町内のしかも私の住む福賀地区だった事に当初何より驚きました。ただ 500人の地区であっても面識はなく、偶然彼の居

住していた自治会の会長と知り合いであったために、事前に長髪の若い人が住んでいるといった情報は得てはいましたが、名前さえもおぼろげで、当然どのような人が住んでいるのかは存じませんでした。

この事件を受けて、乱暴で短絡的な言葉「他所から来る者にはろくな者は居りゃあせん。」というような事を言う人がいるのが又悲しいかな現実です。

私はすぐさま「そんな事を言っても、あの人も移住者だし、この人も移住者だよ。」という風に言います。地域に根付き、地域で共に働いている移住者の名前を上げると「そうじゃのう。」と納得して頂けます。ですが、単に地元の方達だけの会話ですと、フォローする者もないというのが現実であり、一方的な「よそ者蔑視な話」になりがちです。

今回の事件を受けて、改めて、これまでの移住に関する手法に何かしら落ち度があると感じておられるのか。これまで進めて来られた移住政策を変えて行かれるのか。町長の見解を求めます。

次に空き家バンクの見直しについて。

今回、空き家バンクの制度を利用し移住したと報道されていました。TV番組では、過疎地の人口減対策に有効的な施策と紹介されていました。先般、町側の弁護士も同様なお考えであるとの発言に、非常に親近感がわいたものです。私も「空き家バンク制度」は、有効的な施策と言う部分では納得しています。ですが、利用窓口、或いは、対応窓口が役場であるという部分に以前から少々違和感を持っています。住民からは、役場が仲介し紹介してきたとの思いの中で、役場のお墨付きがされたかのような安心感を持ちます。入居後、しばらくし、集落自治会の行事、周辺の付き合いなどが無いなどと云った状況となると、逆に役場を信用したのにと云った感情となり、行政への不信感へと変わって行きます。

又、今回の件のような賃貸契約の物件と、その土地に根を下ろして生活して行こうとする人とは、覚悟の度合いと言う部分でも違って来ます。安易に敷居を高くすると云った意味ではありませんが、一定の基準を設けることは必要では無いでしょうか。又、まちづくり推進課だけで対応するのではなくて、自治会とも話し合って、この空き家バンク利用に関する組織づくり、或いは、専属のコンシェルジュと云うか、案内人を配置するなど、入居当初からきめ細かい対応が必要なのでは無いかと考えます。町長のお考えを伺います。

次に、地域おこし協力隊とのカジュアルトークについて伺います。

さて、移住者の中に集落支援員や地域おこし協力隊と云ったメンバーもいます。阿武町にとって、今や正に欠く事の出来ない重要な人材です。以前、キャンプフィールドが出来る前に、町長にまちづくり推進課の担当業務が多岐にわたっており、これから更に業務が広がる事になるがその対応は、と尋ねた時にこの協力隊等の制度を利用して行くと言われました。現実にはそうなっていますが、現実には、人だけ配置すれば良いと云ったものではなく、担当課であるまちづくり推進課の苦労も相当なものがあると思います。キャンプフィールド、観光ナビも動き出したばかりです。自主的に活動して行く中で、様々な問題にぶち当たっている時期だと感じます。これからの事業に関する地域おこし協力隊と、町長とのカジュアルトークを定期的にする事を提案します。地域おこし協力隊方々の目的意識を高めて、主体性を持てるように促してはいかがでしょうか。そうすれば、担当課の苦労も軽減されて行くと思いますし、協力隊もやがていい繋がるのではないのでしょうか。町長のお考えを伺います。

地域おこし協力隊の仕事内容について、伺います。

地域おこし協力隊の方に話を伺うと、私たちは、地域の方々と出会いふれあう中で地域おこしをしたいと言う思いで来た。」と言っていました。今、果たしてそうなのか。サラリーマンのように業務達成のために日々を生活しているようにも見えます。それが町からの使命であると言えればそれはそれでやむを得ないかもしれませんが、出来る限りご本人達の思いもくんだ使命になるように試みる事が必要ではないのでしょうか。そうした事が、以前町長の言われていた、地域にソフトランディングし、やがて定着し移住に繋がると思いますが、町長のお考えを伺います。

それでは、最後に移住者を含めた地域おこしイベントについて伺います。

地域おこし協力隊や支援員の活動を始め、移住定住者が何をされているのか、冒頭にも述べております様に、どのような方達なのか、集落自治会や地域が違ったりするだけで名前はもちろん、顔も知らない状況があります。私は議員ですから、ある程度は承知しておりますが、正直な所、赴任された時に挨拶を交わした程度の方が多なのが現実です。コロナ禍であり、言いにくい部分もあり、これまで遠慮して提案しておりませんでしたが、「よそ者、若者、馬鹿者サミット」と銘打った、懇親会的なイベントを町の主催で企画出来ないか。伺います。よそ者とは、そのままズバリで移住者、協力隊の隊員であり、若者も地域に住むこれからの担い手を表します。馬鹿者については、阿武町を愛し、地域

と共に活動する地区毎の団体や個人で活動する人達であります。3地区でそれぞれで開催し、外部から来てくれた方々の力を自分達の力に変えて行く事のきっかけになることと思います。又、地元の方も移住者に地域を紹介する事により、地元を再認識する絶好の機会となると考えますが、町長のお考えを伺います。以上5項目について伺います。

○議長 只今の7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 7番、市原議員から「移住政策」について、大きく5つのご質問を頂きましたので、順を追ってお答えさせていただきます。

まず1点目の「移住政策の見直し」についてであります。少子高齢化、過疎化が喫緊の課題である本町において、第7次阿武町総合計画の基本理念は、ご案内のとおり「選ばれる町をつくる」でありまして、人口の社会増を通じて、人口減少を少しでも食い止めようとする人口定住対策は、町の最重要課題であります。

今回の公金誤振り込みの事件で、田口容疑者が電子計算機使用詐欺罪の容疑で逮捕され、た又ま空き家バンクを利用した移住者であったことから、移住者や空き家バンクシステムがクローズアップされましたが、私はこのことで、町の定住対策にブレーキがかかってはならないし、特に空き家バンクは、阿武町において最も有効な定住促進の施策と考えておりまして、これまで以上に慎重を期していかなければなりません。移住政策を改善することはあっても、決して後退させてはならないと考えております。

大事なことは人の見極めではありますが、これこそ、過去においても、移住相談時には大丈夫と思っていた人が、時間が経つにつれて、地域と折り合いが悪くなるようなことも一定程度はあったのが現実ではありますが、これについては、2点目の質問と重複しますけれども、見極めは大変難しく、経験上言えることは、拙速に移住を迫る人は、何らかの切迫した事情があることが多く、とにかく相談には時間を掛けて望むことが大事だと思っております。

次に2点目の「空き家バンクの見直し」であります。市原議員のご提案の空き家バンク利用に関する組織づくり、或いは、専属のコンシェルジュの様な案内人を配置するなど、入居当初から、きめ細かい対応が必要では無いかとのご質問であります。

実は、以前は1名の担当職員と、10名の定住アドバイザーというものを配置

して対応していた経験もある訳であります。現在では、複眼的に面談、或いは見極めを行うため、担当職員を2名にするとともに、これに「阿武町暮らし支援センター s h i B a n o」の集落支援員を加えて対応しておりまして、書類面でも、空き家バンクの利用申請書には、利用目的などを詳しく記載して頂くとともに、利用者全員の納税証明書、又は滞納がないことの証明書を添付して頂き、更に手続きの際には書面で遵守事項を示して、その後、所属する自治会長さんにもつないでおります。

空き家バンクは、行政が事業主体であることから、空き家の利用者と提供者、及び受け入れ地域に一定の安心感が生まれ、うまくいく場合は良いのですが、一方で、入居者と地域が疎遠になると不信が生まれるというのも、ごもつともな指摘であると思います。

そこでご指摘は、移住者と地域や自治会との「橋渡し」をどうするかということですが、以前の定住アドバイザー制度は、どちらかということと移住に至るまでの前段階でのサポートをお願いしておりまして、現在の体制においても、移住後のフォローが欠けているのではないかとのご指摘は正にそのとおりであり、改善を要する点であると思います。私は以前、経済課長、現在の農林水産課長をしていた頃に、新規就農者、ニューファーマー制度の始まった頃であったと記憶しておりますが、県外から、それも、全く他業種から心機一転本町に移り住んで、生活を始める新規就農者は、相談相手もなく、地域のルールも分からず、それを知らないことで誤解を生み、又、ボタンの掛け違いから孤立を生んだりなど、何かと心細いこともあるだろうということで、諸々の相談相手として「里親制度」のようなものを設けていたことがありますが、専属かどうかは別として、今後は、市原議員のご提案も加味しながら、空き家バンクにおいても、これに似たような、人的なアフターフォローの仕組みを是非検討してみたいという風に思います。

次に3点目の「地域おこし協力隊とのカジュアルトーク」についてですが、協力隊員が、まちづくりや施策の提案などについて町長と話す機会は、きちんとした正式なものではありませんが、これまでも随時設けていたところでもあります。話を聞く中で、色々な前歴を持ち、色々な所から本町に来た協力隊員は、私の経験の範疇を超えて、常識にとらわれない斬新な考えや、起業マインドに、私も大いに感心しながら聞くことが多い訳であります。ここ数年は、地域おこし協力隊や集落支援員の人数も増えて、私が直接一人ひとりの考

えを聞くことも難しくなって来たのも事実でありますので、ご提案のことにつきまして、とても重要な事であると考えます。又、逆に、私の考え方を直接協力隊の皆さんにお話することもベクトルを同じくするということでは、それなりに意味があると思いますので、対象者、或いは形をどういう風な形にするかということは今後の課題とすることとして、こうした若者たちとの「カジュアルトーク的なもの」については、是非実施してみたいという風に考えます。

次に4点目の「地域おこし協力隊の業務内容」についてであります。これには、集落支援員も含めてのことになりますけれども、地域課題の解決に向けて、町がやって欲しいこと、協力隊員本人が出来ること、そして、隊員本人がやりたいこと、この3つの輪の重なるところが協力隊員のミッションであればモチベーションも上がって理想的であります。実際のミッションは、ケースバイケースでありまして、この度の、まちの縁側事業に関わるABUキャンプフィールドや体験プログラムの造成、又、あぶ観光ナビゲーションの立ち上げや運営などについては、町の一大プロジェクトでありましたので、もちろん、具体的なミッションを示して募集をしておりますが、確かに、業務的な色合いが強かったのも否めないところであります。

こうした中、現在は多くの隊員が、ミッションの延長線上にあったあぶクリエイションのスタッフとして従事しておりまして、私と致しましては、仕事としてのソフトランディング、そして居住場所としてのソフトランディングをしつつあるものとの認識であります。

何れにしても、協力隊の思いを汲んだ使命と、地域への定着は課題でありますので、議員のご意見も参考にしながら、今後の募集に活かして参りたいという風に思います。

最後に5点目の「移住者を含めた地域おこしイベントについて」であります。ある意味、昔やっていた「異業種交流会」のようなイメージのことではないかと受け止めましたが、移住者や協力隊員などの外からの目、未来を担う若者たち、そして年代を問わず阿武町や地域を愛してやまない個人や団体の人々が一堂に集い、まち興的なテーマで、まずはトークイベントのようなことから始められれば、それは大変有意義なことであるということでもありますし、これにつきましても、どういう形が良いのか、内容をしっかり詰めて、前向きに検討して参りたいという風に思います。以上で、答弁を終わります。

○議長 7番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 昨年ちょうどこの6月議会で、伊藤議員が一般質問で、この移住定住の質問をされています。空き家バンク制度については、この後白松議員も同じような質問をされるようですので、重複しますので多くは申しませんけれども、移住される方の多くは地域に協力的で、我々にも協力的で、共に地域を造るパートナー的な存在だと思っています。ただ残念なのは、ほんの一部の意を反する方がいらっしゃるのも、又これも事実であります。前回は延べましたように、上辺だけの静けさとか、自然の豊かさだけを求められ、その感覚だけで移住されると、後になって問題が生じることがあります。その地には、その自然を生かして、その自然と共に人が住んでいることを、重々承知して移住を決めて頂きたいと強く思います。住民の生活に影響が出て、苦情の出るようなことが無いように、ご理解頂き納得の上で移住をしてもらいたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長 町長。

○町長 市原議員の全くおっしゃる通りであると思います。大方の方は、本当に地域に馴染んで頂いて、正に地域の力になって頂いておりますし、例えば消防団員であったり、そういった部分につきましても、多くの方が団員になって頂いて、町を支える、そして安全安心を支える力になって頂いております。

ただ本当に一部の方、今回のケースもそうありますが、その中の極一部の方が、なかなかそういった地域に馴染めない、始めは皆さん地域に馴染むといった形になる訳ではありますが、実際には、日が経つにつれて、だんだんと色々な共同作業辺りにも出て来られなくなる、そういう風なことも、現実問題としてあります。そういった中で、私たち今一番大事なことは先程も申しあげましたけれども、あの移住をする時には、必ず相談を受けます。その中で、とにかく拙速に日常を求められる。もうこっち側の、例えば、今自分が住んでいた所は引き払いましたとか、そういう形で、何とか住まわせて下さいみたいな感じなんですけど、そういった方につきましては、多くの場合、やはりなにがしかの切迫した問題があるという風なことであります。それと、やはり一番大事なことは、時間を掛けるということだという風に思います。我々が、色んな方とお話する、或いは、極端に言えば、あの色んな採用試験であったり、そういったことであっても、いかに1回の面接でその方の人となりであったり、地域に

どういう風にマッチング、マッチしていけるかなと見極めることは、現実、難しいことという風に思いますから、移住の中で話をする中では、家の条件、或いは家賃の条件、色んなことを話し合います。そして、必ずこちらに来て頂いて、話を何回かという風なことに担当課の方ではしておりますけども、それでもやはり、まあとにかく時間を掛けて、本人さんとお話をしながら、じっくりと決めていく、ということが今から猶更必要で、こういった事件も起こりましたから、猶更必要ではないかなという風に思う訳であります。

○議長 7番、再再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 再再質問というか、又、先程言った中の一部分になってしまいますけれども、地域おこし協力隊の件で伺います。個性的で、優秀な知識と情熱をお持ちの方が多く非常に感じております。その情熱が、本気でこの地域に生かすことが出来たら、お互いに喜びに変わっていくんだという風に思います。正直なところ、それが十分に生かされてない感じが残念ながらしています。協力隊のメンバーが、夢見てたもの、本当にしたかったことは何かを、全てを現実には出来ないとしても、話を聞く程度のことは、今までも出来たのかなとどう、私なりに反省もしております。僅かでも夢が叶うことは、希望に繋がり、やる気に繋がって、やる気を高揚してくるものだという風に思っております。心の在りようも、又変わってくるものだろうという風にも思います。是非、その人たちとカジュアルトークを開いて、どんな考えを持っているのかとか、人となりってどうか、そういうのも認めてあげられるような話を是非進めていって欲しいと思いますし、会話を今後も続けてして頂きたいなと思います。町長、何かありましたら、よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 あのー、地域おこし協力隊の方は、まずは募集段階で我々は、まーちょっと下衆の話ですけれども、給料といいますか、もちろん報酬の話も出る訳であります。そういった条件問題、そして一番大事なことは、どういうミッションをやっていくか、というのが募集条件の中にあります。こういうミッションですよ、これについて応募して下さい、ということはあるんですが、只今現実問題として、あまりにもミッションの進行が前へ行き過ぎておる、先程のご指摘にもありましたけど、行き過ぎておる面は確かにあると思います。彼らは

ミッションもやるけども、最終的な着地点はこの阿武町に定住して、阿武町の住民となって、自分の生きがい、或いはライフスタイルを確立したいという風なことでありますので、そこら辺の配慮が足りなかった面、要するにソフトランディングする、そして自分がどういう生き方をしたいかということに、うまくソフトランディングする、ということが足りなかったかな、と言うのが、あまりにもミッションが前に出すぎていて、ミッションが半分で、後自分が3年後の定住の時のソフトランディングするための、自分の考え方を実現していく、ここの部分が確かに足りなかったのかなあという風な思いは今ありますので、是非先程ありましたような、話し合いの場等も設けた中で、一人ひとりの考え方にあったような、今からの地域づくりをしていけたらいいかなという風に思います。

○議長 これをもって7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 次に6番、池田倫拓君、ご登壇下さい。

○6番 池田倫拓 まず始めに、阿武町と議会の管理体制についてということで質問します。

この度起きました誤送金問題ですが、町としてのチェック体制や、システムと町のメインバンクとの連携体制など、様々な要因が考えられると思います。私たち議会としても、町に対するチェック体制が甘かったのではないかと考え、反省しておるところであります。

このような状況では、町民はもとより、阿武町出身者の方々にも不安を与えてしまうと考えます。そこで、町民が安心し、又は町を信頼して暮らすためにも、これは仮ではありますが、危機管理等安全委員会のようなものを立ち上げ、議会としても各種管理体制を再認識し、議論することが必要だと考えます。今回の誤送金問題の検証も、必要だと思います。

町民が安心して暮らすためにも、執行部と議会の共通認識を深め、トラブルを未然に防ぐ、又、トラブルが起きた際には、即対応出来る体制が必要だと考えます。町長の答弁を求めます。

○議長 只今の6番、池田倫拓君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 池田議員から、今回の公金の誤振込に伴い、(仮称)危機管理等委員会を立ち上げ、管理体制の再認識、議会との議論をする体制を整えることが必要ではないかのご趣旨のご質問であります。

今回の事件につきましては、議員各位にはこれまで、全員協議会を含め数度に亘り情報提供、或いは協議をさせて頂いて来たところであり、又、マスコミへの記者会見、更には町のホームページ等を通じても、情報提供に努めて参ったところでもあります。

又、これまで公金の回収に向けて、代理人弁護士と連携しながら、全力で取り組んで参る中で、冒頭の挨拶でも申し上げましたように、昨日8日をもって、約4,290万円を、法的にも回収が完了いたしましたところではありますが、一方では、これと平行して、誤振込に伴う詳細な検証と、今後の対策についても検討を重ねて参りました。

こうした中、ここに来てある程度纏まった報告が出来る段階になりましたので、議員各位にもご参加頂きましたが、去る6月1日から3日まで、町内3地区において、「公金誤振込に伴う住民説明会」を開催いたし、多くの町民の方々にご参加頂いた中で、私から直接、町民の皆様にお詫びを申し上げると共に、誤振込の発生の原因や、これが費消された状況、或いは、公金の回収に向けての取り組み等について、スライドを使って詳しくご説明を申し上げ、その後の質疑応答においては、大変厳しい意見も頂いたところでもあります。

こうした中、池田議員からのご指摘のとおり、町民が安心し、又、町を信頼して暮らして頂けるためには、正に行政と行政のチェック機能を持つ議会とが、適度の緊張関係を保ちながら、他方では、「車の両輪」のごとく、一体となって町づくりを進めていかなければなりません。

そのためには、私といたしましては、これまでもそうであったように、議会軽視と言われたいよう、意を用い、重要な事は必ず事前の議会への事前協議・報告も行って参ったつもりではありますが、今後とも、その姿勢は貫く中で、今回同様、重要な事は、例えば、今回は議長の方からの、この事件についてのみの特化した、全員協議会を開催するので、説明して欲しい旨の要請を受け、私も丁度そういった場を設けるようお願いしようと思っておりましたので、後刻、去る4月27日の全員協議会同様、しっかりと議員の皆様方にご説明をさせて頂きたいと思っております。

なお、ご提案のあった(仮称)危機管理等安全委員会の立ち上げ等につきましては、その性格や詳しい内容等の詳細が分かりませんので、現時点で何とも申し上げることは出来ませんが、その設置の是非を含め、議会を含めた今後の検討課題であろうと思うところであります。以上で答弁を終わります

○議長 6番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 この今提案した委員会ですが、これにおいては、又、先程町長も言われたように、性質性格上色々考える余地もあるとは思いますが、内容的には、やっぱ移住者の問題とか、先程触れられた、市原議員の質問の答弁の中で説明されていましたが、そういった部分のことや、キャンプ場とか、安全管理の問題とか、色々な意見があると思うんですが、そういった部分でも、町民の方々から私たちが「ああいうときはどうなるんかとか聞かれた時に、恥ずかしながら認識出来なくて、答えられないという場面もあるんですが、そういった事細かな部分で共通認識を深めていって、しっかり私たちも説明を受けていきたいという思いがあるので、これを全員協議会で行うのか、専門的な委員会にするのかという部分では、又町長の方で判断して頂ければという部分もありますし、これから、議会と執行部の共通認識を深めて、しっかりとしたチェック体制を行っていくためにも、委員会的なものでやっていった方がいいかなという考えになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長。

○町長 あの今の移住対策だけでなしに、町の色々な施策全般について、我々執行部との間で共通認識を持っていくような場が必要ではないかと、そういう趣旨だというふうに思ひます。ま、それが今の仮称の危機管理等安全委員会と形のものか、それとも、又、別の形か、それは、現在判断が出来る訳ではありませんけども、又、今後の課題としてですね、議会側と擦り合わせをした中で、よりよい形の中で、最終的には冒頭あった、色々な町がやっている施策のことについて、しっかり議員さんが理解されて、そして、町民の方々に問われた時にも、それがちゃんと説明出来るような場が欲しいということありますから、今後協議をさせて頂きたいと思ひます。

○議長 6番、再再質問はありますか。

○6番 池田倫拓 ありません。

○議長 6番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい

○6番 池田倫拓 続きまして2項目目に入らせて頂きます。2項目目は、防災対策についてということで質問します。

これから梅雨に入り大雨などによる災害が考えられますが、町の方では、災

害が起りやすい場所のチェックなどはされていますか、又、住民にそのチェックされている場所が伝えられているのでしょうか。

町民の方は災害を未然に防ごうと、家の周りで、土のうをついたりされていますが、その土のうを作る場所や土がないと言った話も聞きます。災害を少しでも防ぐために、土のうを作る場所や土を用意出来ないかと考えます。災害を未然に防げるよう、町民との連携を取ることが必要だと考えます。町長の答弁を求めます。

○議長 只今の、6番、池田倫拓君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 梅雨入りを前に、大雨などによる災害に対する対策として、災害が起りやすい場所のチェックや、土嚢をつくる場所の確保が必要ではないかのご質問であります。

防災については、全国的に水害が相次ぎ、洪水や土砂災害から命を守るために重要なのが「ハザードマップ」であります。本町でも、平成22年度に、ハザードマップを作成し、土砂災害特別警戒区域である「レッドゾーン」、又、土砂災害警戒区域となる「イエローゾーン」を地図上に表示し、日頃から土砂災害の恐れのある場所や、避難場所などを確認し、災害時の避難行動に役立てて頂くように、全戸に配布し周知をしているところであります。

こうした中、池田議員のご指摘のとおり、災害による被害、特に人的被害を未然に防ぐためには、災害が起りやすい場所のチェックや、町民の皆さんへの周知がとても重要であり、ハザードマップは、災害に対する注意喚起の意味でも大変重要であります。

又、役場の体制としては、大雨警報発令時等には所管課職員が待機し、又、休日・夜間においては管理職員2名がチームを編成し、当番制により第2警戒体制を構築し、状況に応じ、順次災害対策本部を設置するなどして、住民への情報提供や避難指示等の発令、更に、関係機関との連絡と連携を図っておるところであります。

こうした中、1点目の「災害が起りやすい場所のチェックについて」であります。災害が起りやすい箇所の前提というものが、特にある訳ではありませんが、例えば、警報が発令された時などは、土木建築課や農林水産課を中心に、現場パトロールを実施させておりますし、又、通行人の安全確保のためには、国道191号、県道益田阿武線、大規模林道波佐阿武線などでは、規制雨

量基準による交通規制を実施し、規制時間の前後には、防災行政無線等で住民に周知しているところであります。

なお、この通行規制であります。実は、以前は、現場の状況等も斟酌しながら、通行規制を行っていた時代もある訳であります。現在では「異常気象時における道路通行規制」という基準により、現場の状況の如何に係わらず、良い悪いは別として、「規制基準雨量」に達した場合は、躊躇無く規制を行わなければならない決まりになっております。

これは、因みに申し上げますと、例えば国道 191 号の木与～田部間においては、規制基準雨量は、通行注意が連続雨量が 80 ミリ、通行止めが連続雨量 200 ミリとなっており、又、県道益田阿武線の河内～田平間、及び大規模林道波佐阿武線にあつては、通行注意が連続雨量が 80 ミリ、通行止めが連続雨量 150 ミリとなっています。

なお、参考までに県や町の規制解除の目安につきましては、気象情報等から今後の大雨等の継続が予測されない状況で、降雨量の 0 ミリが 2 時間以上連続したことを確認するとともに、パトロールを実施して、異常のないことが確認された場合に、規制解除を検討するという決まりになっております。

次に 2 点目の「土嚢をつくる場所の確保」ということですが、土嚢については、現在、町内 10 箇所にある水防倉庫に、計 1,620 袋を備蓄しております。なお、因みに、内訳であります。奈古地区は 3 水防倉庫で、浜が 200 袋、西が 200 袋、寺東が 300 袋の合計 700 袋を備蓄しております。

そして福賀では、宇生賀が 120、飯谷が 60、栃原が 90 で合計で 270 袋。

そして宇田郷は、4 水防倉庫ですが、今浦が 250、元浦が 150、尾無が 100、惣郷が 150 で、合計の 650 袋を備蓄しており、町内の合計は先程言いましたが、1,620 袋となっております。

なお、これの利用につきましては、総務課、又は両支所に申し出て頂ければ、いつでもお貸しすると、そういうになっています。

又、多量の土嚢が必要になった場合におきましては、或いは、土嚢が不足がするとということが起こった場合におきましては、事前に消防団が出動し、土嚢を作るという手筈になっております。

それから土嚢を作る場所の件ですが、これにつきましては、奈古・宇田郷地区においては、現在、山陰道の木与防災事業の残土置き場としております大床堤の下の用地、山ノ口の用地、そして福賀地区においては、福賀小グラ

ウンドに備蓄しております真砂土を使って、土嚢を作ることといたしております。

終わりに、これから梅雨時期の大雨などによる災害で、被害を最小限に食い止め、町民が安心して暮らして頂けるためにも、引き続き、気象情報や避難情報などの災害情報をこまめに入手し、防災行政無線や防災メールなどを活用しながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでいく所存でありますので、今後ともご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で答弁を終わります。

○議長 6番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 土嚢については、説明で分かりましたが、又、町民の方にもどのようなシステムで使えるかというのをお知らせ頂ければと思います。

災害の起こりやすい場所のチェックについてですけど、ハザードマップでは、阿武町はほとんどの場所がレッドゾーンかイエローゾーンという状況になっておりますが、その中でも、自治会を介してでも、内の自治会は誰々さん家がよく水が裏山から流れてくる、などのチェックが必要なのかなとは考えております。その辺の自治会を通してでも、取りまとめた動きをされてはどうかと思いますが、よろしく申し上げます。

○町長 まず土嚢あたりの備蓄がありますし、それぞれの水防倉庫にあるんですが、それをちゃんと住民に伝えて下さいよという話、そして、無償で貸し出しするということにつきまして、ちゃんと周知して下さいという話でありますから、このことについては、早速、正に災害時の話になりますから、可能であれば、今月の広報あたりに掲載出来ればと思いました。

それからもう一つ、ハザードマップであります。ハザードマップについては、あの阿武町は本当に平野が少ない、平地が少ないところであります。基本的に土砂災害警戒区域と言うのは、山裾から50mの範囲はほとんどそれに入ってきます。ですから、山裾から50mより全部山裾に入っておりますから、みんなイエローゾーンに入っているということがあります。中でイエローゾーンが多いということは、いた仕方のないということではありますが、今後例えば、公共施設等を造る場合は、例えばレッドゾーンに造ることは出来ません。イエローゾーンにあっても、基本的には出来ない訳ではありますが、公共施設は、た

だ一定の防御する方法があれば、完全に不可能ということではありませんが、原則としては造れないことになっております。我々は、そういったことも配慮しながら、色々な施設整備をしていかななくてはならない。

ただ一方、住民の皆さん方は既に住んでいらっしゃる訳ですから、そこから逃げる訳にはいきませんから、是非今でも、裏山が危ないというようなことについては、町も事業を組んでおりますから、住民負担はいくらお金が掛かって、頭打ちの50万円、以上は足が出る分は町が持つという制度がありますから、50万円マックスで、例えば300万円掛かって、皆さんは50万円しか出さなくていいという制度がありますから、是非それらのことも周知していく必要があるのかなと言う風に思います。

それからもう一つ、もっと大きな考え方として、例えば、今、片地区でやっていますけど、大きな堰堤です。ああした山間から水が出ていく、そして多量の土砂が流れていく、将来的にもしかしたら災害が起こるかもわからないというようなことについては、又、県の事業もあります、町の事業で、町や県の事業、或いは国の事業で堰堤を造るという事業がありますから、そこいらは、この辺は危ないんだ、いつも水が出る土砂が出るんだというようなことがあればですね、我々もそれなりに把握して、リストアップはしておりますけれども、又新たなものがあれば、お伝え願えれば、又調査をしそのリストの中に加えていくということも可能ですから、又報告を頂いたらと思います。以上です。

○議長 6番、再再質問はありますか。

○6番 池田倫拓 ありません。

○議長 再再質問が無いようですので、これをもって6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩とします。

休憩開始／10時13分 会議再開／10時23分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 次に5番、松田 穰君、ご登壇下さい。

○5番 松田 穰 5番、松田 穰、一般質問に入らせて頂きます。

今回一般質問としては、役場職員の人数に関してを質問させて頂きます。

昨年11月24日、私を含めた新人議員を集めて、新人議員研修が行われまし

た。その中で、令和3年4月時点での阿武町の行政組織図や、各課の職員数についても説明がありましたが、その時点で町一般職の職員数が59名であり、職員の数については、定数条例により決まっており、定数は65人と説明がありました。以前、平成の大合併の際に、合併ではなく単独行政を選んだ阿武町、人口約3,000人の自治体として、財政面を考えると、職員数も定数に比べると少人数で行政財政の運営をしているのだろうというのが、その時の私の感想でした。ただ、その後議員として行う仕事の中で、町職員の勤務状況など目にする機会もありましたが、昨年度は選挙も多く、キャンプフィールドのオープニングなどイベントもあり、職員の方々は休日出勤の代休消化はされているものの、有給休暇の取得に関しては個人差もあり、あまり取得されていないようにも思います。2019年4月より働き方改革関連法の一部が施行されはじめ、企業規模や業種によって内容も違うと思いますが、役場職員の勤務環境、勤務状況はどうなのか、人員は足りているのか、気がかりです。

又、本年3月の議会においても、職員の育児休業等に関する条例の一部改正が可決されましたが、実際に育児休業等取得しやすい環境にあるのでしょうかになります。

時期による仕事量の増減や、災害などの非常時、職員のケガや病気での入院など、労働力への需要の変化もあると思いますが、一般職以外に会計年度任用職員の方々など労働力供給に関しては、弾力性もあるとは思いますが、役場職員の人員体制の見直しも必要に思います。

この度の誤振込の件に関しても、年度が替わって職員の異動などある中で起こった事ですが、忙しい中でのチェック体制や、事後の対応もしながらの通常業務等、職員の心身も心配です。

これらの事を踏まえた上での質問ですが、まず一つ目に、行政サービスを行う上で、条例定数65名に対して59名の職員(令和4年4月現在)と定数に対して約9割の人員で、もう少し人員を増やす事を考えても良い様に思いますが、町としては、今後どの様に考えておられるかお聞かせ下さい。

2番目に、この度の誤送金に関して、一連の業務の流れとその問題点、又、再発防止の為に人員強化や業務の流れの改善等、何か実施されているのか、又、今後実施する予定であるのか、その内容も含めてお聞かせ下さい。

3番目に、最近空き家バンク制度と移住者に関しても耳にする機会が増えております。私自身、空き家バンク制度を利用した移住者であります。町内に

は他にも、地域おこし協力隊など、移住者の方も多くおられます。移住されてきた方の中には転出していかれた方もいらっしゃるでしょうし、地域おこし協力隊の方も任期途中や任期満了後、違う市町へ移った方もいらっしゃると思います。協力隊の方は、会計年度任用職員として、採用試験など審査の場がありますが、移住者の方もただ受け入れるのではなく、ある程度の審査は必要なのではないかと、そういう声も聞かれますが、どのようにお考えでしょうか。

以上の3点の問題について、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の5番、松田 穰君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5番、松田議員からは、内容としては3点のご質問を頂きましたが、先ず1点目の役場職員の人数についてであります。

平成の大合併の嵐が吹き荒れた17年前、阿武町は、単独町政を選択した訳であります。限られた財源を効率的に活用しながら、一方で、事業の選択や政策配分による財政の平準化を図り、その結果として、長年に亘り、県下で最も健全な財政状況を維持すると同時に、子育て支援や高齢者福祉対策等に見られますように、他の市町にない特色ある施策を、或いは、高い住民サービス水準を維持し、特色あるまちづくりを展開して来たことは、議員各位もご案内のとおりであります。

こうした中、ご質問は、定数65人に対して59人の職員で、今後増員を考えたとしても良いのではないかと、ご主旨であろうかと思えます。

ここで、職員数の適否を論じるときに大事なことは、先ず職員には、一般的な事務を行う一般事務職員と、例えば、医師、看護師、保育士の様に、専門分野の業務を行う職員が存在しておりまして、専門分野の職員は、診療所であれば患者数、保育園であれば園児数とその年齢分布によって、自ずと必要人員数が決まって参ります。

他方、一般事務職につきましても、膨大かつ広範・多様な事務を何人でこなすか、或いは、何人が適正かという基準は特別にありませんので、そこらは、任命権者が、職員の執務状況、就労や残業の状況等に常に目を光らせて、時にはヒアリング等も行いながら、見極めて行かなければなりません。

そして、ここで見逃してならない大事なポイントは、一旦採用した職員は、例えば業務量が減少したとしても、原則として解雇することは出来ないと言うことでもあります。

例えば、大災害の対応等で、膨大な業務量が1年間発生した場合において、それに合わせて正規職員を採用するというような事を行うと、後々大変な事になると言うことであります。

従って、職員の採用にあたっては、人口が減少し、少子高齢化が進むことを前提に、将来の業務内容も見極めた中で、慎重に行わなければなりません。

こうした中、参考までに本町の職員数について、現在の令和4年度と、10年前の平成24年度を比較してみますと、条例定数は、何れも65人で同じであります。そして、実人員数は、10年前が合計53人、現在が59人でありますので、10年前から6人増やしております。

又、その内訳を見てみますと、10年前の53人の職員の内訳は、専門業務を行う職人が13人で、この内訳として、医師が1、看護師1、保健師が4、栄養士が1、土木技師が2、保育士が4となっており、これが13人の内訳ですが、これを除く40人が一般事務職員であります。

それに対し現在であります。医師、保育士等については、10年前と専門的分野については10年前と全く人数の13人でありまして、そうすると、一般事務職員が46人ありますので、先程申したように、一般事務職員が10年前より6人増加しておりますし、これ以外にも定数には算入されませんが、7人のパートタイム会計年度任用職員も採用し、業務の補助を行って頂いております。

又、事務処理につきましても、事務の電算化、クラウド化等により業務の処理能力は相当向上されているところでありますので、これを総合的に見れば、私といたしましては、現在が決して職員数が少なすぎるという風な状況ではないと判断をしております。

こうした中、実は先般、今回の公金誤振込もありましたので、各課の職員体制について、改めて各担当課長等にヒアリングを行いました。そして、その結果として、大半が現在行っている業務量に対する人員でほぼ問題ない、これで良いという結果でありました。

ただ、健康福祉課においては、コロナ関係の業務がこれからもずっと続く場合においては、超過勤務等による職員の負担が常態化しつつあるとの報告を受け、私といたしましては、これについては、対応しなければいけないのかなという風に考えております。

なお、出納室につきましても、人口減少や口座振替、口座引き落としの推進等により、業務量が減少して参りましたので、実は17年前の、平成17年度か

ら、現行の2人体制にしておりまして、特に問題は無いと思っておりますが、今後は、適材適所による人事管理等を徹底し、支払い手続きにおいてもミスが起こらないようチェックリスト等を作成すると共に、指定金融機関である山口銀行阿武支店とも綿密な連携を図り、今回の教訓を踏まえてチェック体制の構築を図り、ミスの起きない仕組みが出来るよう体制を整えて参りますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

こうした中、実は今年度の末には、数人の職員の定年退職が予定をされております。従いまして、今後は、将来を見据え人材育成を図っていく中で、適正な職員の確保につきまして、長期的な展望の中で、採用計画に反映して行きたいと思っております。

次に2点目でありまして、この度の誤送金に関する一連の流れと問題点、又、再発防止のための人員強化や、業務の流れの改善、或いは、今後の実施予定に関するご質問であります。1点目の質問と重複する部分もありますがお答えいたします。

このことにつきましては、先ず、今回の公金の誤送金に関する一連の流れにつきましては、今月1日から3日までの3地区での住民説明会で、町民の皆様にご説明を申し上げ、議員各位もそれぞれの会場に足を運んで頂き、誤振込のあった事情や経緯等につきましては、既にご承知のとおりであります。

そして、その中で説明したとおり、会計処理において、所管課から発出して決裁を得て、出納室において支払うという業務の流れや、決裁体制それ自体においては、特に問題はないと思っておりますが、根本の原因が、不十分な引き継ぎの中で、事務処理を思い込みで処理してしまったことの、緊張感の欠如をはじめ、各部署での決裁時におけるチェック不足、更には、支払い手続きや振込みの際のチェック機能や確認作業の徹底不足など、所謂「ヒューマンエラー」が重なってこのような事件に発展してしまいました。又、例え発端が単純なミスあったとしても、本来であれば、支出命令書等の会計書類の決裁時に、気づくべきであったものを、各決裁者がそれぞれに気づかず、スルーしてしまったものであり、このことについては、最終決裁権者、或いは管理監督者としての私に大きな責任がある訳でありまして、本議会の議案として、私及び副町長の処分に関するに対する議案も上程させて頂いているところであります。

なお、今後においては、例えヒューマンエラーが発生いたしたとしても、会計システムの中でいち早く発見出来るようなシステムの改善・改修をはじめ、

職員に対する適切な公金を扱う自覚の再認識、公務に対する緊張感や意識改革を行うための職員教育や職員研修をはじめ、会計処理に対する知識の共有や共通認識の向上の徹底を図ると共に、チェック機能の強化を図り、今回の事件を教訓として、二度とこのような事が起こることがないように、万全を期して参る所存であります。

こうした中、松田議員ご指摘の、再発防止の為の職員数を含めた体制強化と事務機善のご質問であります。この事につきましては、先ほどから申し上げているとおりであります。今回の事態は、健康福祉課の職員が、支出命令書等の会計書類を処理する際に「納付書」とすべきところを「口座振込」と打ち間違えたことがそもそもの原因であり、更にその根本的な原因を探求した時に、当該課における業務量の増大と、業務内容の幅が広くなりすぎていることもその一因であることは確かに言えると思います。

従いまして、これまでは、行政のムダとムラを極力省くために「行財政改革」の名の下に費用対効果を最優先に、課の統合なども積極的に推進して来たところではありますが、今後は、もう一度事務事業の内容や所掌事務の適性化、あるいは、定数 65 人の中で、実人員として何人が適正なのかなど、実態のヒアリング等も改めて実施しながら、人員体制の見直しや所管課のあり方も再検討し、よりよい体制の構築を図っていく所存かであります。

次に3点目の、空きバンク等による移住の受け入れについてであります。もう少し厳格な審査的なものが必要ではないかというご主旨だと思います。今回の誤振込事件等も踏まえた上でのご質問であろうと思っております。

ご案内の通り、日本国憲法第 22 条において、居住、移転、職業選択の自由がうたわれております。こうした中、人が新たな居住場所を選択する、つまり、移住する方法としては、まずUターンして実家に戻る。或いは、次に、新たな移住場所に家を建ててUターンIターンをする。又、中古住宅を取得してUターンIターンをする。更には賃貸住宅を借りてUターンIターンをすると、こういったパターンがある訳であります。

こうした中で阿武町では、定住対策として、新しく家を建てる方が活用しやすいように、適正な価格の分譲宅地を整備しておりますし、町内各地区に町営住宅も整備もしており、又、空き家バンクの制度も実施し、移住者の選択肢を極力複数化するよう努めております。こうした中、空き家バンクを利用する移住者に対する「審査的なもの」についてであります。本町における「空き家

バンク」においては、当然、売買の場合と賃貸の場合がありますが、何れも、金額に割安感があることが大きな魅力になっている訳であります。一方で、この安さに惹かれて移住した後に、家賃の滞納や近隣とのトラブルが生じるケースも過去にもありましたし、現在も皆無とは言えない状況であります。現在は基本的には、賃貸の場合は、必ず契約書に保証人を付けて頂くという風な指導をしております。

又、空き家バンクの利用の申し込みがあった場合には、現在は、担当職員が複数体制で面談して聞き取り等を行っており、スムーズに地域に馴染んで頂ける方であるかを見極めるよう、慎重を期しているところであります。一方では、プライバシーに関わる部分もありますので、どこの市町村の空き家バンクも、履歴書や所得証明のようなものは求めることは、大変難しい状況でありまして、現実的には、利用申込書、承諾書、納税証明書又は滞納のないことの証明をもとに審査して、ある程度移住が具体的にになった段階で、共助のまちづくりを推進する意味も込めて、それぞれの行政区の自治会への加入も強くお願いをしているところであります。

こうした中、審査や見極めについては、もう少し厳正にしてはという意味の松田議員のご質問でありますけども、主旨は十分に理解する訳であります。正直なところ、プライバシーの大きな壁という大変難しいところがありまして、今ここで、新たなハードルはこうだと思いつかない訳であります。とにかく、接触機会を増やし、じっくりと時間を掛けて相談に乗る中で、相手の人となりを見極めて行くことが、先程から申し上げておりますように、肝要であると思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 丁寧なご答弁、ありがとうございます。えー答弁の中で、人員に関しては、平成24年に比べて実際に増えていて、システム的にもクラウド化など、業務の効率化を進める段階、状態で、各課の聞き取りもした上で、今のところ人員的に、ま気になるところが健康福祉課のコロナ関連がどうなるか、そういった部分の説明でしたが、そういった業務の効率化がしっかり進んでいけば、今度、逆に人的な余裕も出てくるんじゃないか、人的に余裕、仕事で気持ちにも余裕があると、ミスって言うのはやっぱり起こりにくくなって

くるように、僕は今まで仕事をしてきた中で感じるんですが、あの今回の件もありますけど、やはり、役所で例えば窓口に来られたお客様に、住民の方に介護施設なんかの利用料金の確認なんかを聞きに来たり、そういった部分で自分の身近な方も、ちょっと前に料金の案内に間違いがあったりとか、そういった部分もちょっと聞いていることもあります、それは訂正すれば済む話なんですけど、こういった、今回のようなミスに繋がりがねない訳でもないですけど、こういった大事になってないから済んでるような、ちょっとしたミスっていうのが、誰でもしてしまうものですし、こういったことを無くす面でも、やっぱりあの今回4月に入って直ぐの人が入れ替わった後での引継ぎですね、こういった部分に人員をもっと割いたり、逆にあの具体的に今引継期間にどのくらいの期間を考えられているのか、そういった事も詳しくお伺いしたいと思います。

○町長 あ、1個1個お答え出来るかどうか分かりませんが、確かに人員的には10年前と比べて、6人ほど実職員が増えて、一般事務職員が増えておるとするのは確かにそうですが、ちょっと話が飛躍しますけども、マスコミ等で見てみますと、あの当時、17年前の平成の大合併の時に、阿武町が財政が厳しいから、何か入れてもらえなかったという書き方をしてる方が記事がありますけど、全く逆だと、どういう認識だろうと疑うばかりですが、阿武町は当時この資料でもありますように、大変財政的状況は良かった、そして、今もそのことはずっと続けておる。ちょっと蛇足になりますけども、所謂財政の健全化を示す指数として経常収支比率というものがありますけども、阿武町は今83.3くらいですか、そして山口県平均は94.1です。と言うことは、それぞれの市町の財政規模はありますけども、94.1ということは、標準財政規模の中の6%しか自由になるお金がないということを示します。阿武町においては、83とするならば、自由になるお金が17%あるということになります。他の市町の平均より10%も自由になるお金が多い、それは回りまわって皆さんに還元されていくということでもありますから、平成の大合併の時に、我々は財政が厳しいからはじかれたということは、全く逆と言いましょうか、そこはこの場を借りて言っておきたい思います。

そうした中で、今の人員につきましても、当時まだ平成の大合併がですね、何とか、やはり、そうは言いながらも、財政的にはある程度大丈夫だった訳ですけども、やはり行政改革は進めていかなきゃならないという風なことで、一時期ずっと萎んで、そんな状況になったこともありますが、それでは、やっぱ

り職員に過度の負担が掛かるという風なことで、6人を増やしてきた、53人を59人まで増やしてきた、そういう経緯があります。只今回も誤振込が起こったことにつきましては、必ずしも、その職員の数がどうのこうのということではない、私は特に出納室については、話を勿論ヒアリングもしております、その中で十分いけますよ、いける、ただ、そのミスに気付かなかった体制とか、そういったものについては、やはり当然変えていかなければならない、という風なことであります。そして、今、松田議員がおっしゃるのは、そのピタシ、ピッタリというのではなしに、若干の余裕があった方が、色んな意味においていいのではないかなという風な、それは確かにそうだという風に思います。ですから、今、現在、今日お答えの中では、もしかしたら健康福祉課が1人くらい足りない、増やす必要があるのかな、特に今コロナですごく事務で取られてまして、このコロナが、将来的に例えば今のインフルエンザのような形で、それぞれ個人がお医者に行って、あの注射を打ってもらう、個人の形でやるよということであれば、それは又元に戻る訳ですが、今のようなスタイルで、このコロナが、町がものすごく関わってですね、接種券から何から色んな事務をやっていくとなると、今の現状では残業が過度になるようなことがありますから、人員は増やしていく必要があるという風に思います。何れにいたしましても、今例として健康福祉課のことを申し上げましたけども、もう1回ですね、既にヒアリングはしたんですけども、もう1回ですね、きっちりヒアリングをして、ドンピシャリのパンパンじゃなしにですね、若干の余裕を持った形でやれば、それは、色んな例えば住民の皆さんが来られた時に、お話も早くしてねというんじゃなしに、じっくり聞いてあげられるようなこともあるかと思っておりますから、そこの辺も含めて、検討して参りたいという風に思います。

○議長 5番、再再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 状況を見ながら人員の方も検討していくようなご返答、やっぱりちょっと安心しました。で、僕も今まで仕事してきた中で、例えばホテルでフロントをしてる時なんかは、チェックインのピークが終わったら、今度はレストランを手伝いに行く、レストランの経験も無いんですけど、料理だけでも運ぶと、そういった部署を跨いだ協力体制、そういったことを一つの人員をうまく使いながら、空いてる時間手の空いた時間に、他所の部署を手伝

うとか、そういった方法をですね、この辺りそれぞれの課の横の繋がりとか連携を取っていく必要があると思いますし、又、今あのキャンプフィールドがオープンして、今から又夏休みが始まって、それこそ、地域おこし協力隊の方も多くいらっしゃるキャンプフィールドの阿武ナビに関する部分も、今回の件もありますんで、動き出す部分もあると思います。

その中でやっぱり、協力隊の方々も他所から移住して来られて、市原議員の質問とも被ってしまいますけど、後々のやっぱり面倒じゃないですけど、結局この小さい町のいいところは、人と人との繋がりと言うか、相手の表情が見えることだと思いますので、こういった部分、先程のカジュアルトークも含めて、定期的な話を聞いてあげる場、この辺りにもしっかり作って頂きたいと思いますが、その辺りさっきご返答頂いたんですけど、よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 先ずあの、一つ人員を配置する時に、人の弾力的な働き方の運用ですね、という風なことも確かに必要だという風に思います。又、しっかりと自分の業務について、日々のあの業務が、私いつも職員に言いますが、どういう法であったり、法令に基づいて貴方はその業務をしているんですか知っていますか、と言うんですよ。多くの場合は、引き継いで、前からこういう仕事をしなくちゃいけないから、引き継いでやりましたが多いです。そしたら、よって立つところをしっかりと勉強して下さい。こういう条例なり、こういう法令に基づいて、今自分の仕事があるということをしっかりと勉強した中で業務をして下さい。と言うのは何が言いたいかと言うと、やっぱり日々の業務に追われると、そのこのところを紐解く時間が無いのだろうと、それは時間外で自分の勉強だからというのは、それは理想論ですけども、なかなかそうはいかない。やっぱり、若干の余裕があれば、条例なり法令を紐解いて見ることも出来ますから、その意味では、あのパンパンでですね、全く余裕が無いということは、必ずしもいいことではないなという風に思いますし、あの例えば、キャンプフィールドの話になりますけども、キャンプフィールドは、私もずっと観察してますけど、13時が一番多いんですよ、チェックインですから、チェックアウトは疎らにチェックアウトしますが、チェックインは、一二の三ボンと来る何十組か並んで、そうすると、ピークが来る訳ですね。

このピークに合わせて、人員をさっきの話ではないけど雇ってたら、この会社は倒産します。当然のことながら、このピークをいかに分散、山を下げてい

くか、横に広げていくか、ということだという風に思います。これは、今キャンプフィールドも指摘をしておりますけども、やっていかなきゃならないし、多くには阿武ナビの専用スタッフ、瞬間的にはその人たちもここへ手伝いに行く、同様のことが阿武町役場にもあるのではないかなというご指摘ですありますから、そのことについては、しっかりと検討してみたいという風に思いますけども、ただ、逆に中途半端に助っ人をする、そこでミスが起こる可能性がある。そういうミスが出ないような、例えば単純労務のようなことについては、それはそれで、例えば何か封入するとかですね、例えば広報を仕分けするとか、それは誰でも出来るし、極論で言えば、もし数が違ってても、それが重大なことになるということは無いということでもありますから、そういうところには、皆さん協力体制で、そういったことを工夫しながら、これからもやっていかなきゃなと言う風に思います。

そして、色んな方の、地域おこし協力隊や集落支援員につきまして、これも先程申しましたように、ミッションがあって、ミッションについて、一生懸命努力していく、でも最終的な3年後のここで定住して頂くことが、最終的には目標ですから、このミッションばかりやって、この身の振り方がうまくいかなかったじゃ、実際目的が達していないということになりますから、そこはある程度ここも出来るようなミッション、ミッションでパンパンで、全く余裕が無い、日々ミッションに追われてそんなことは出来ません。ですから、ミッションも適当に与えて、余裕を持ったミッションにして、その余った時間で日々の生活であったり、まあ副業になるのかもしれない、そういったこともやっていくことが大事だと思ってます。

只今の話は、もう運用の中で皆様方に言ってる話なんですよ。あの今からしますという話ではなくて、既にそういう話の中で進んでいる、ということだけ申し上げときます。

○議長 これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩とします。

休憩開始／11時00分 会議再開／11時10分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 続いて4番、西村容子君、ご登壇下さい。

○4番 西村容子 4番、西村容子、よろしく申し上げます。

少子・核家族社会の中、学校生活への影響について伺います。

ここで、阿武小・中学校の生徒数ですが、平成30年度、小学生139人、中学生52人、令和4年度は小学生112人、中学生65人です。この5年で小学生は27人減少、中学生は13人増えています。この間、小学3年生は中学1年生に上がっています。しかし、みどり保育園は、平成30年度77人、令和4年度42人となっております。35人の減少です。大きく減少をしております。

コロナ禍の時代で、色々と生活面でも制約があり、そして、体調も変化しやすいと思います。又、諸事情の理由で欠席があると伺っています。

そうした現状のなか、近年大きな社会問題となっているヤングケアラーの数が年々増加していると報道に出ていおります。18歳未満の子で、まだ家庭と学校のことを以外のことを殆ど知らない状態でケアに巻き込まれています。ヤングケアラーになる原因には、介護を担う人手が家庭内に無いこと、三世同居率の低下、専業主婦の減少、ひとり親家庭の増加などから、家族の形は、以前のように大家族がめずらしく、縮小の一途をたどっているのではないのでしょうか。家族の介護や家事に多くの時間をとられ、睡眠不足や勉強をすることも困難です。家族の体調次第では、学校を休まないといけないこともあると思います。まして、相談をすることの考えが浮かばず、一生懸命家族のために世話をしている日々となり、学校を休むことにもなりかねません。又、期間が長期化すると、学校生活を諦める場合が出てくると思います。決して、良い結果は生まれないのではないのでしょうか。介護者が子どもであるがために、制度を理解出来ず、保障を受けられない場合もあると思われれます。

そこで、今現在、ケアしている生徒を把握しておられますか。又、介護をしている生徒のサポート体制を構築されていますか。教育長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 西村議員のヤングケアラーに関するご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについては、法令上の定義はありませんが、一般には、本来は大人が担う家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことを指しています。ヤングケアラーの背景には、議員が言われましたように、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因があると言われております。ただ、この問題は、子どもの健全な成長

に関わる重大な問題を含んでいるものではありませんが、このことで、本来素晴らしい行為であるはずの家族のケアやお手伝いの軽視となり、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう留意する必要があると、文部科学省と厚生労働省のプロジェクトチームの報告書において示されています。

このことから、この問題への対応においては、過度の負担により、子どもの学業や生活に支障が生じ、子どもらしい生活が送れなかったりすることが問題であると理解した上で、その解消に向けて関係機関・団体等がしっかりと連携し、早期発見・支援に繋げる取組が重要であると言えます。

ヤングケアラーの実態につきましては、令和2年度実施された、全国規模の調査によりますと、世話をしている家族がいると回答した子どもは、小学6年生が6.5%、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%になっています。その内、およそ半数が自分のやりたいことへの影響があると回答しています。これは、小学6年生でおよそ33人に1人、中学2年生で40人に1人、高校2年生で50人に1人の割合ということになります。

ここで、西村議員からご質問がありました、阿武町での状況についてお答えいたします。

教育委員会においては、ヤングケアラーのように、家庭に関わる子どもの問題については、阿武町子ども支援会議において、健康福祉課等の関係機関と連携して取組んでいるところです。その中で、ヤングケアラーに関しては、数年前から健康福祉課と連携して対応しております事案が一件ございます。プライバシーの問題がありますので、内容の詳細については控えさせていただきますが、弟の世話をすることで、学業に支障が生じているというものです。健康福祉課と教育委員会の職員が家庭訪問を繰り返すとともに、児童相談所との連携、スクールソーシャルワーカーの家庭への派遣、学校での子どものケア等を進めることで、当初ありました学業への支障も現在は無くなり、改善が見られようになっていきます。只今後とも注意深く対応を継続していきたいと考えております。教育委員会としましては、現時点においては、この一件以外には無いものと捉えております。しかし、この問題は先ほど申しましたように、家庭内のデリケートな問題であることから、なかなか表面化しにくい面があり、今後も学校において、子どもたちの日々の観察や教育相談活動、家庭訪問、保護者面談や各種行事等の様々な場面を捉え、状況把握に努めることで、早期発見・把握に繋げていく所存です。更には、児童委員や日頃から地域学校協働活動や、コ

コミュニティースクール等において、学校と関わりのある地域住民の方の理解を得ることにより、地域全体で子どもたちを見守る目を増やしていきたいと考えております。

続きまして、介護をしている児童生徒のサポート体制の構築について、お答えいたします。先に述べましたように、家族の介護をしているヤングケアラーは町内にはいないものと捉えていましたので、今のところ、介護に特化したサポート体制については構築出来てはおりません。今後、健康福祉課や関係機関・団体とともに取組んでいきたいと考えております。そのためには、居宅サービスにおいて、子どもは主たる介護者とはならないことを福祉関係者に周知徹底を図り、そのことをもとに、福祉サービスについて家庭と協議をお願いすることが重要だと考えております。更に、教育委員会や学校による子どもへの支援につきましては、教員やスクールカウンセラーによる相談による心のサポートをするとともに、スクールソーシャルワーカーによる家庭への改善への働きかけを図って参る所存です。以上で、西村議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番。

○4番 西村容子 新聞報道でちょっと読んだんですけど、1月は国の調査がありまして、15人に1人が何か世話をしているという報道がありました。そして、あの6月1日の報道にも、県が7月上旬から小学校4年から高校3年までの実態を調査をするという風に決まったようで、これから、お休みするのも、風邪くらいだったらあれなんですけど、長期になったり、色々家庭の実態をその表面化するのを嫌がって、勿論したくは無いですけど、やはりどうですかね、人前で話したく無いという人もあるので、その辺はよく把握して、子どもが、やっぱり、せっかく授業を受けたくても出られないような子どもを増やさないと、いか、そうしないような仕方、把握と実態の調査をして頂きたいなと思っております。

○教育長 子どもたちが欠席した場合、各学校においてですね、毎日連絡をしておりますし、又、長期において2～3日続いた場合には、やはり家庭訪問とかですね、そういう辺りも実施して、子どもの様子もしっかり把握して、これはおかしいなということがありましたら、直ぐに学校に持ち帰って、又、教育

委員会へ連絡をしてですね、その様子を更に細かく把握して、そして対応していきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長 4番、再再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「ありません」という声あり。)

○議長 再再質問無いようですので、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○4番 西村容子 続きまして、2項目目に入らせて頂きたいと思います。

福賀コミュニティ交通ふくすけ便の運行状況について、お伺いします。

さて、令和4年3月31日現在、人口は3,089人、高齢者人口1,578人、高齢化率51.08%、2人に1人が65歳以上となっております。なお、前年度は50.43%、平成30年は48.39%です。正に高齢化率は上がっております。

車の免許を持っていても、いつまでも運転出来るものではありません。いつも会話のなかに、「何歳まで運転出来るかな？」又「買い物や医療機関へ行くにも不便だから、免許が離せない。」などと多く聞いております。

都市では電車やバスがたくさん運行していますが、田舎は人口減とともに便利が、益々悪くなっています。都市の人は免許が無くても不自由が無いのです。

しかし、都市からこちらに生活に移された方は、「不便です。若い時に免許を取っていれば良かった。」との言葉です。まさか、こんなに不便とは思われなかったと思います。

又、若い人と一緒に暮らしても「勤めているので、運転を頼みにくい。」とのお話も伺っております。

そして、奈古は荻近鉄タクシー奈古営業所が4月に休業となり、不便が増したようです。当分、見通しがないと聞いております。

このような現状の中、益々高齢化が加速すると思います。毎日の暮らしには、車便あつての生活と思います。

そこで、福賀地区では昨年10月1日から、色々と会議などで検討を重ねられ、1年半を要して福賀コミュニティ交通「ふくすけ便」を運行開始されました。大変好調な滑り出しだと伺っております。

運行状況、運転手さんの様子、そして利用者さんの感想をお尋ねしたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 福賀コミュニティ交通ふくすけ便の運行状況につきまして、答弁をさせていただきます。

この福賀コミュニティ交通ふくすけ便は、ご案内のとおり、平成 24 年 5 月から、定時定路線で福賀地区に運行しておりました「阿武町コミュニティワゴン・こうふく号」に代わって、令和 3 年 10 月 1 日から運行を開始し、福賀地区からの出発、若しくは帰着と言いましょか、帰着に限り、阿武町内を電話予約でドア・ツー・ドアの送迎を可能とする、デマンド方式で運行を行っていることは、ご案内のとおりであります。

又、形態は、地元福賀地区の有志の方々に結成された団体であります「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」の皆さんに対し、町から実際の運行業務を委託する形を取っておりまして、団体の皆さんに、運行の仕組みづくりから現在に至るまで、主体的な役割を担って頂いております。

こうした中、この制度は、福賀地区の皆さんが考えられ、車の運転免許証返納後も、地域で安心して生活するための自由な足の確保対策を、住民自らが地域の課題として取り上げ、その解決策として発案されたものであります。

因みに、それまでのコミュニティワゴンの運行実績と比較してみますと、利用者数は、令和 4 年度の平均で月平均が 28 人に対し、令和 3 年度は約 70 人と 2.5 倍になりました。そして利用料金収入は、月平均僅か 2,800 円が 28,000 円と、約 10 倍に増加いたしております。

又、車両のリース料や燃料費、人件費に相当する運行委託料などの経費は、反対にこれまでの 3 分の 1 に下がっておりまして、これは、必要な時に対応することで、効率的な運行が実施しておるといことだという風に思います。

又、常連利用の実利用者数も、7 人から 15 人へ増えており、顔を知り気心の知れた地元の方が運転を行い、実情把握もしっかりと行って頂いているために、地域全体へのサービスも行き届いておるとい風に聞いております。

又利用料金につきましてはご承知のとおり、コミュニティワゴンは、片道 100 円ワンコインでしたが、「ふくすけ便」は、地区内が 300 円そして、地区外及び金融窓口のある紫福の支所までが 500 円となりましたが、自宅の玄関口までの送迎で、利便性が格段に高くなったことから、利用者の方からは、利用料金が高いという風な声は無いと聞いており、又、町から月 12 枚発行する、1 枚 100 円として利用出来る福祉バス券を有効に利用すれば、金銭的負担も少なくご利用頂いているという風なことであります。

又、運転手につきましては、予約受付から運転、予算管理といったオペレーション業務を地元へ委託し、運行の一連は、地元有志の10人によって担われておりまして、運転手はその内の7人の方が、自家用有償旅客運送の講習を受けて登録して、その内主な人は3人の方が運転に従事されておりますが、電話での予約受付は、スマートフォンで行い、コミュニケーションツールである、LINEを使って運転手の調整や運行状況の共有を行っているとお聞きしております。

なお、先ほども申し上げましたが、利用者の方の感想につきましては、「自宅の玄関まで来てもらって大変有難い。」などの声を頂いております。運転手の方によると、大変喜んでもらっているとのことでもあります。

又、行き先は、福賀診療所への利用がほとんどであります。中には奈古地区への買い物などへ利用する方もおられるとのこと、今現在特に大きなトラブルもなく、適切な運行をなされているとお聞きしております。

こうした中、奈古地区や宇田郷地区においても、この「ふくすけ便」のようなドア・ツー・ドアのデマンド交通の要望を頂いており、私も、このような取組を他地区へも広げるべく、今年度、検討させて頂くと、これまで申し上げてきたところであります。

なお、西村議員のご質問にもありましたが、奈古のふれあいタウンL内にあります、近鉄タクシー奈古待機所につきましては、近年の利用者数が激減したことによりまして、一日の経費が20,000円いる訳であります。これに対して収入が少なく採算が合わないために、月、水、金の隔日の午前中のみ運行になっていたところではありますが、この春からは、運転手の高齢化などにより、実質運休状態になっており、ご利用の皆さん方には大変なご不便をお掛けしておる状況となっております。利用されていた高齢者の方々からは、何とか運行を再開出来ないか、との声も沢山聞いておりますので、私といたしましては、先般、萩近鉄タクシーさんと話をいたしまして、緊急避難的にはありますが、この度の補正予算にも計上させて頂きましたが、今年度に限り町が運行の赤字部分の補填を行い、近々準備が出来次第、運行を再開してもらう事にしております。

こうした中、現在、宇田郷地区での話し合いも始まりましたが、今後、町内全域において、福賀地区の「ふくすけ便」の様なデマンド交通を含めた、住民が自ら作り上げる交通体系の見直しを鋭意進めて参りますので、ご理解ご協力

を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番。

○4番 西村容子 宇田郷地区は、冬以降から月1回のペースでですね、民生委員さん、自治会長、そして運転手さんも個別にお願いにまわって、何でもこれをやっていこうという機運が上がっております。

やっぱり、色々な地域の宇田でも、車の運転をしてもらいたい要望を結構多く聞きますので、なるべく、これを毎月1回、社協にも入ってもらってるんですけど、奈古では、そういう機運はいかがでしょうか。

○町長 まず、福賀地区でこのことが起こった、こういうことが始まった経緯については、今までの何回かご説明しておりますように、とにかく、地域の方々が、自分たちの地域を自分たちで守るためには、まず、その中の一番の課題として、足の確保というものがあるだろうという風なことで取り組まれました。正に、住民主体のまちづくりの典型的なモデル的なケースであったなと思っております。そして、町としては、それを宇田郷地区、奈古地区にも伝播させていきたいという風な思いでありまして、以前、どなたかのご質問の中に、地域おこし協力隊使って運転手作ればいいんじゃないか、というお話が確かあったように思いますが、私は違うんだと、それは、たまたま一つの事例であって、もっと他にも地域課題があるのを、自分たちは自分たちで考えて、そして、自分たちが汗かいてやっていこうじゃないかという想いが出なければ、地域は全部行政任せ、お金も行政出して下さいよ、運転手も誰か雇って下さいよ、そんな感じになってくる、それは今からの町づくりとしては、良いことでは無いという想いがありますから、敢えて地域の中で話し合いを重ねてして下さいよ、それを、今、西村議員が言われますように、宇田郷地区の方は真剣に捉えられまして、定期的に集まりを持たれて、運転手も自分たちの中で順次探してこられてる、そうなった時に、我々は、そこでそれに協力するっていうのは表現が悪いですが、それが我々の狙いなんですね、そこが別に、はい、これお膳立てして、はい、これもあります、運転手は地域おこし協力隊です、お金はこうでポンポンポンで、それじゃ今からの町づくりはやっていけないという風に思っていますから、敢えて、失礼ながらハードルをした訳でありますので、ただ、宇田郷地区の方々には真剣に捉えられまして、そういう引き続き、定期的な

会合を開かれながら、着々とそれに向けた準備を進めていらっしゃる、私は認識してます。ですから、町としても全面的に協力するというのを考えております。ただ、もう一つは、最後にあった奈古地区であります。奈古地区については、若干、福賀地区、宇田郷地区と人口規模が違うんでしょうけども、かたや500人と500人と2,000人という差がありますから、若干危機感というものがですね、希薄これは昔からそうです、ずっと私も役場におりますけど、昔からそんなところがあります、危機感が希薄です。ただ、そうは言いながらも、近鉄タクシーさんも一端は引き上げられました、もう採算が合わないということではありますが、私は、今、敢えて困っていらっしゃるんで、今回の補正予算にもさせて頂きましたけども、又、近鉄タクシーさんとも直接話をさせて頂きました。そして、当面ですから3月末までですけど、当面です。当面は復活して下さいタクシーを、でないと、本当にまだ他の仕組みが運用されてない中で、本当に困られる人が出るので、そのことは近鉄さんの方から了解を得ました。ですから予算も組みましたし、3月末まではOKして頂きました。ただその先を、いつまでもということにはならないので、奈古地区についても、何れ、福賀地区では既に運行しておる、そして宇田郷地区は、又近いうちに運行が始まることは、私も期待しておりますし、次に奈古地区についても、同じように、まずは地域づくり、自分たちのことは自分たちでやろうということ、そういう想いの皆さんをきちっと増やして、何人か手を挙げてくれればいいんですよ運転手、数人でいいんです、じゃ俺がやってやろう、私がやりましょう、という方がですね出てくる、そういう町づくりを町がしていかなきゃいけないと思うんですね、町がこれとこれをはなえるからポツと、そんなんじゃない、それは阿武町の目指すべき町づくりじゃないという風に思いますから、奈古地区につきましては、しっかり、又、宇田郷地区に続いてそういう組織が出来て行って、そしてゆくゆくは福賀のふくすけ便のような形に持っていくという風なことは、当然私も視野に入れてやっておりますから、もうしばらく期間を頂きたいという風に思います。以上です。

○議長 4番、再再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番。

○4番 西村容子 本当、見とったら80超えの人ばかりが道路におられて、まだ車は福賀みたいにしてもらわれんのかね、そう言われる。私たちも、ちょ

っとでも早くしたいので、もうちょっと、スケジュールを詰めていこうと考えもしております。出来れば、奈古地区にも気合を入れて、声かけをしてもらって、運転手さんがなかなかおっちゃんあ無いんですよ、やはり人を乗せるというのが、自分たちはそう思いませんが、責任もあるし、お願いしたいところです。以上です。

○町長 宇田郷地区は、ですからもう前に行きよると思うんですよ。前に行ってると思います。ですから、それがもう、じゃあ1年半先ですかと言われてたら、私はそうじゃないと思ってますけど、そうじゃないうちに運行するようにしていきたい訳ですが、もう一つ別の次元でですね、これってオペレーションがいきますよね、オペレーション今福賀は、ある商店の方が、オペレーションをLINEでしていらっしゃる、お店兼用でやってらっしゃるだけですけど、本当にその人が専従となると、賃金と言いますかそれとの問題も出てくる、そうなると、私は今職員に言ってるのは、奈古と宇田は、もしかしたら福賀も含めて、運転手は所々におったらええと思うんですよ、直ぐ行けるから、でもオペレーションは、一つにまとめるのも有りかなと思います。と言うのが、タクシーさんに電話したら、萩で受けられますよね、萩で受けてもどこでも来てくれますよね、萩のタクシーは、そのことを考えたら、どこかオペレーターが1人おって、1ヶ所にまとめて3地区のオペレーションをしたって悪くはないと思うんです。そして、又効率的だという気持ちもあるんです。ですから、今そうするかどうかは、ちょっと別ですけど、そういう考え方もあるなという風なことは申し上げときたいと思いますが、何れにいたしましても、なるべく早い時期に実現させたいという風に思います。

○議長 これをもって4番、西村容子君の一般質問を終わります。

○議長 次に2番、上村萌那君、ご登壇下さい。

○2番 上村萌那 上村でございます。通告に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。

まず始めに、子育てサポート環境充実のため、ファミリーサポートセンターの設置および休日保育の実施について、お伺いいたします。

近年、労働環境の多様化や男女平等参画の広がりもあり、共働きの家庭が増えています。阿武町でも平成31年2月のアンケート結果によると、75%の子育て世帯が共働きの状況にあり、更に就労していない母親のうち、85%が仕事への復帰を希望しております。女性の働きたい気持ちを応援する多様な子育て

て支援のニーズ、この対応が必要とされております。

花田町長は、就任時より女性の社会進出と働く女性の子育て支援の充実を自身のマニフェストに掲げられ、土曜日午後の保育の実施や、児童クラブや保育園の時間延長、更に保育料の完全無償化や、18歳までの医療費無償化など、経済的負担の軽減にも取り組まれてきました。

又、今年度より出産祝金を大きく拡充し、阿武町の目玉施策の一つとして注目されています。

しかしながらやはり、出産育児と仕事の両立には金銭的な支援に加えて、人的支援も必要です。同じく平成31年2月のアンケートで、緊急的に子どもをみてもらえる親族・友人、何れもないと答えている方は9%います。又、緊急時に友人に子どもをみてもらうことが出来ると答えている方は、11.4%ありますが、この中のほとんどの方が、親族ではないため相手に負担をかけていることを心苦しく思っています。

昨年度、実際に町民からもまちづくり懇談会や、保護者とのカジュアルトークでファミリーサポートセンターの設置や休日保育実施の要望がありました。

子育て援助活動支援事業、通称ファミリーサポートセンター事業は、多様な子育て支援のニーズに対応するために政府が推進する事業で、子育ての手伝いをお願いしたい依頼会員と、子どもを預かる援助会員を繋ぐ相互援助組織です。この事業は、子ども・子育て支援法、及び児童福祉法において、援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との連絡・調整、ならびに援助希望者への講習の実施、その他必要な支援を市町村が行うものとされています。相互援助活動ですので、地域の皆さんにも登録や参加のご協力を頂き、地域ぐるみで子育てをサポートするものです。一般的にき習い事の送迎や、親の急な用事や残業などの一時的な預かりで利用されています。又、産後の検診で医師からファミリーサポートセンターの利用を勧められるケースもあります。産前産後は体調不良も多く、精神的にも不安定でつらい時期です。孤独を感じたり、鬱症状が出たりする方もいます。勿論、阿武町では産後の家庭訪問等の相談支援を実施しておりますが、実際に家庭に入って、家事育児を手伝ってくれる支援はまだありません。精神的な面に加えて、体力的な面でも支えてくれるような子育てのサポート環境があればもう1人産みたい、産みたかった、実際にそういった声もお聞きします。

一方、休日保育は、日曜・祝日に勤務している保護者が利用するものです。

医療、看護職、介護職、飲食業その他サービス業、幅広い職種からのニーズがあります。特に祝日を含む大型連休や、年末年始などに利用出来る休日保育は大変ありがたいサービスです。

阿武町でもキャンプフィールドやあぶナビ、森里海の市といった阿武町の観光部門が動き出しました。今後は、観光事業に参入したいという保護者が日曜や祝日も働ける環境づくりが必要ではないでしょうか。

現在、阿武町ではファミリーサポートセンターがありません、休日保育も実施されておられません。こういった状況で、現在すでにお困りの町民がいることは勿論、I ターンで定住する若い子育て世帯の方が不安を抱えることになり、子育てのサポート環境を重視して、定住先を選ぶ際に阿武町が選択肢に上がってこない可能性があります。

ファミリーサポートセンターの設置については、平成 29 年の 6 月議会で前向きに検討していきたいとご回答頂いておりました。それから 5 年が経過し、国の方も更なる子育て支援の充実を図るため、ファミリーサポートセンター設置要件が緩和され、会員数が以前の 50 名から 20 名となり、小さな自治体でも設置の可能性が広がりました。選ばれるまち、そして働ける環境で町民が稼げるまちにしていくためにも、町が主体となり、安心して産み育てられる環境を整えていく必要があるのではないのでしょうか。

阿武町も町民へのアンケート等で調査・研究がされてきたと認識しております。今までのアンケート結果、又、まちづくり懇談会等で町民の声を聞かれて、ファミリーサポートセンター事業や、休日保育といった今一步踏み込んだ子育て支援の実施について、お考えをお聞かせ下さい

○議長 只今の 2 番、上村萌那君の 1 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 子育てサポート環境の充実についてお答えいたします。

近年、共稼ぎ家庭や 1 人親家庭が増加しており、子どもを産み育てることに対しての不安や負担が、より増大しております。

こうした中、上村議員からもご紹介がありましたが、私も、町長就任時から、働く女性の子育て支援の充実を目指して、保育料の完全無償化、土曜日の午後と平日の保育時間の延長、更に 18 歳までの医療費の無料化、又、子育て世代包括支援センター「おひさま」の設置、そして今年度からは、出産祝い金を大きく拡充したところであります。

こうした中、上村議員のご質問は、人的支援のサービス充実の観点から、ファミリーサポートセンターの設置と、保育園の休日保育の実施についての2点であります。

最初に1点目のファミリーサポートセンターの設置についてであります。若干、重複しますが、再度簡単にファミリーサポートセンター事業について申し上げますと、育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人が、それぞれセンター会員として登録して、子育てを地域で相互援助する会員組織となっておりまして、センターのコーディネーターが仲介・紹介を行い、会員同士が支え合う制度であります。

具体的な例としては、保育施設への送り迎え、そして、保育施設の時間外や学校の放課後、保護者の病気や冠婚葬祭などの急な用事の際に、子どもを預かるなどあります。そして当然の事ではありますが、そこには料金が発生し、依頼会員から提供会員へ、定められた料金を支払うこととなります。

こうした中、県内のファミリーサポートセンターの設置状況を調べてみますと、市では県内13市に全て設置されております。又、県内6町では、設置されているところはありませんでした。

又、参考までに萩市さんの、令和3年度の実績についてお聴きしたところ、会員数は476人で、年間利用実績は625件で、コーディネーターが3人体制で運営されているようであります。

又、利用料であります。平日の昼間が、一時間当たり600円、平日の早朝・夜間、及び休日が、100円高く一時間当たり700円ということになります。

上村議員ご指摘のとおり、Iターン等で転入して来られた方にとって、頼れる親族や知り合いが近くに居ないということは、育児をする上で、大きな不安を抱えておられることは、正にその通りだと思います。ただ、そのことは十分理解した上でありますが、センターの設置ということになりますと、設置要件の一つでもある会員の登録が、50人から20人に緩和されたとはいえ、会員、特に援助を行う側の提供会員については、毎年、援助活動に必要な講習を受けってもらう必要もあって、登録者がどこまでいらっしゃるのか、更には、コーディネーターの配置といった課題もあり、なかなか阿武町単独で運営するということが難しいのではないかなと言う風に思っております。

ただ、一方で今言われますように、ニーズがあることも確かでありますので、

これにお応えするためには、例えば、会員登録の制限等があったりもしますが、隣の萩市さんのサービスを利用させて頂き、サービス利用に必要となる利用料以外の、例えば交通費等の実費に対して、町が何らかの補助を行うという方法も案としてはあるのかなという風に思います。

又、実施要綱によると、複数市町での合同実施も可能とされていることから、阿武町が萩市に委託料を支払う形で、合同運営することも一つの案としてはあるかもしれません。

何れに致しましても、働くお母さんの子育てを支援していくことは、少子化、そして人口減少を食い止める重要な手段であり、又、私の公約としているところでもありますので、何らかの形で、これが実現出来るよう関係機関と調整をして参りたいと思います。

次に2点目の休日保育の実施についてであります。保育時間の延長については、平成30年度から、平日を午後6時から6時30分に、そして、土曜日を午前中から午後までにということで、時間延長させて頂きました。

こうした中、これを更に休日まで保育を実施するとなると、預けられる子どもさんが、例え1人であっても、2人の有資格者の保育士を配置する必要がありますので、現在の保育士の人数では、対応しかねるというのが実情であります。又、休日出勤した保育士が、平日に代休を取るようになるため、担任を持つ保育士が、今以上にこの代休で平日出勤しないという勤務体制となりまして、通常の保育に支障を来すことが考えられることから、現実的には困難であると言わざるを得ません。

従って、休日保育については、保育園で預かるのではなく、先ほど申し上げました、新たな方式を検討していきますが、新たな形のファミリーサポートセンター事業を活用する等の方法での対応が現実的ではないかと思っております。以上で答弁を終わります

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 只今、町長より大変前向きなご回答頂きまして、大変嬉しく思っております。私も実際保護者なんですけれども、勿論、ニーズは一部あるんですけれども、それがすごく人数が多いかということ、子育て世帯自体が、阿武町の世帯の4%くらいしかないので、なかなか数的な意味でのニーズとい

うと、なかなか難しいところもありまして、町単独でやるのは、難しいというご回答は理解しております。実際に、周防大島町でもですね、町単独の実施が難しいということで、柳井市広域圏内の市町村でやりましょうということで、今、令和6年度に設置を目指してらっしゃるようです。

阿武町の方もですね、萩市ともしかしたら広域で一緒にやるという案もありますよというご提案だったんですが、大体、今直ぐにいつとは難しいかもしれないんですけど、これぐらいの年度を目指してますよというものがあれば、お伺いしたいと思います。

休日保育に関してもですね、やっぱりちょっと利用したいという方の人数として、なかなか数がまとまらないというのがありまして、難しいということは、私も理解しております。その点でですね、ファミリーサポートセンターが使えるということでしたら、保護者の方の安心感もございますので、なるべく早く実施して頂きたいなという気持ちですが、スケジュール的なことで、何かあればお伺いしたいと思います。

○町長 今、スケジュールをこうですと申し上げる程、詰めておる訳ではありませんが、2つのケースがあるよという風な話の中で、今から、担当課の方で、勿論相手のあることですから、詰めさせて頂きたいという風に思います。

何れにしたって、何かの形でそういったことが実現出来るようには努力をしていきたいと思えます。以上です。

○議長 2番、再再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 質問途中ですけれど、ここで昼食のための休憩としたいと思います。

休憩開始／12時00分 会議再開／13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、一般質問を続行します。

○議長 2番、上村萌那君の一般質問を続行します。それでは2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○2番 上村萌那 午前に引き続いて、2問目の質問に移らせて頂きます。

学校でのマスク着用の考え方について、お伺いたします。

新型コロナ対策の基本的対処方針の変更を受けて、文部科学省より学校でのマスク着用の考え方が示されたようです。

これを受けて阿武町の教育委員会では、屋外及び屋内でのマスクの着用について、具体的にどのような指針を示されていますか。特に小学校低学年の子どもたちは、一人ひとりが自分の判断でマスクを着脱することが難しいことも考えられるため、マスクの着脱について、子供たちの判断だけに委ねられることなく、指針に基づいて、教員からの声かけ等で適切に指導していく必要があると考えます。又、熱中症対策の意味もあり、文科省は登下校中のマスク着用を不要としていますが、これには地域の方へのご理解頂くための周知も必要ではないでしょうか。学校や保護者からマスクをしなくても良いと言われていても、周囲の目が気になって外せなかったり、地域の方が登下校ではマスクをしなくても良いというルールを知らなかった場合に子どもたちが注意されてしまうことも危惧されます。お互いが不快な気持ちにならないよう、又、子どもたちがトラブルに合わないよう、学校外への周知をどのようにされる予定か、お伺いいたします。

○議長 只今の2番、上村萌那君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 それでは、上村議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校でのマスクの着用についてでございますが、先月24日付の文書により文部科学省から通達があり、翌25日には厚生労働省とともに作成されたリーフレットが発出されているところです。

これに基づき、教育委員会としましては30日付文書において、マスク着用を原則としながらも、マスク着用が不要な場合について、文書で各学校に通達したところです。

主な内容としましては、体育の授業や部活動における運動時や、熱中リスクが高い夏場の徒歩による登下校時、屋内で他の人と十分な距離(2メートル以上)が確保出来てほとんど会話がないうち、屋外で十分距離が取れている場合や、距離は取れてなくてもほとんど会話がないうち等においては、マスク着用を不要としたものです。

ただ、マスク着用が不要な場面での着用については、教育活動中は学校の判断、登下校や遊び時間においては本人、及び保護者の判断になります。

上村議員から指摘がありました、小学校低学年の児童のように、マスクを外す判断が自分では難しい子どもにおいては、教員が判断して外させることを推奨しております。

続きまして、登下校時に熱中症を鑑みたマスク着用を不要とすることの町民の皆さんへの周知についてお答えいたします。

夏場の登下校時については、一昨年から熱中症対策としてマスク着用は不要としており、防災無線において住民の皆さんに周知を図ったところ です。本年度も先日、防災無線で放送をいたしております。更に周知を図るために、町の広報紙も活用したいと考えております。以上で、上村議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 先日ですね、大阪府の中高生が、集団で熱中症になった事故でですね、こちら教員からマスクを外してもよいと伝えていたようなんですが、約4割の生徒さんがマスクを着用していたというような報道がありました。マスクを着用し始めて2年以上で、マスクをずっとつけているような生活の中でですね、なかなか集団の中であつたり、外部の視線があるところで、マスクを外すということに抵抗があるというような児童もおりますので、学校の方からしっかりと声かけをして頂いて、熱中症に気を付けて頂きたいと思 います。又、周知なんです が、6月1日か2日頃に、防災無線でマスク関連の放送があつたと私も記憶しております。引き続き定期的な放送とか、又、ガイドラインを文書等でもお知らせをお願いしたいと思 います。

それと、授業中屋内に関してなんですが、授業中は特に会話が無いとしても、マスクを基本的に着用する、というような理解で宜しいでしょうか。以上です。

○教育長 マスクの着用につきましては、学校内において、まず授業について教室 内で行う場合は、着用することにしております。特に今はですね、色々な活動、子どもたち話し合いとかですね、そういう活動を沢山しております。どうしても接近してですね、お互いの意見を言い合うとか、そういう場面も多くありますので、出来るだけマスクを着用ということにして おります。

又、あの合唱等もありますので、その辺りも、出来るだけ、距離がなかなか取れない場合は、着用ということ です。もし、屋外でやる場合は、距離を取って出来る場合はマスクは不要と考えて おりますし、又、住民の皆さんへの周知ということもありましたけど、そういうことは、折を見てやっていき たいと思 っております。それと、低学年を中心としてマスクの着用については、教員の

方から積極的にですね、今外しなさいよ、外していいよ、というような声かけを今でもしております。体育とか部活動の場面では、既に外している場面が多く見られます。ただ、登下校についてはですね、低学年の子が結構外す場面がありますけども、高学年、中学校については、まだちょっと着用している子の方が多いかなと思っております。それと併せて、地域の方からの色々な苦情と言いますか、外しているではないかというものについては、2年間今まで1件も無いという風に捉えております。以上でございます。

○議長 2番、再再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 再再質問無いようですので、これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 次に3番、白松靖之君、ご登壇下さい。

○3番 白松靖之 3番、白松靖之でございます。通告通り、質問をこれからさせていただきます。

先程、市原、松田両議員により質問がありましたが、空き家バンク事業について質問をさせていただきます。

現在、電子計算機使用詐欺の容疑で警察に逮捕されている田口翔容疑者は、町の空き家バンク事業を利用して、1年半前に阿武町福田下へ移住して来ました。阿武町は、空き家バンクによる移住者の受け入れに対して、どのような規定があるのか？具体的に、どのような審査が行われてきたのか、町長の答弁を求めます。

又、阿武町は、空き家バンクの利用希望者の審査に必要な書類として、以下の4枚の書類提出を求めています。阿武町空き家情報利用希望者登録申請書と誓約書、市区町村民税の納税証明書、若しくは市区町村民税非課税証明書と国民健康保険に滞納の無い証明書です。

その内の誓約書には、阿武町空き家情報システム制度の利用登録にあたり、5項目の誓約事項があります。その中で、空き家の利用することになった時は、地域住民と協調して生活し、地域住民が行う自治会、地域共同活動等に積極的に参加し、地域の活性化に寄与します。という項目があります。この度、利用登録にあたり田口容疑者は、その誓約書にサイン捺印をしたにも関わらず、地域の道刈り等、地元自治会の皆さんとの関わりは全くされていなかったと聞いております。この件について、誓約書違反に当たるのではないのでしょうか。阿

武町は、その事を把握されていたのでしょうか。今後も、同様の事案が発生する可能性があります。違反が発生した場合、町としてどのような対応をとられるのか町長の答弁を求めます。

又、移住後の不安の解消や、実態の把握に向けた取り組みを、町としてこれまで実施されていたのか。阿武町は、受け入れて終わりではなく、移住者を孤立させない、移住者に寄り添った支援が必要ではないでしょうか。又、受入自治会にも同様のフォローが必要であると思います。

以上、空き家バンク事業について3項目町長の見解・答弁を求めます。

○議長 只今の3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3番、白松議員から空き家バンク事業についてのご質問を頂きました。

まず1点目の、空き家バンクによる移住者について、何らかの規定があるのか、又、どのような審査が行われていたのか、についてのご質問であります。先ほどの市原議員、松田議員への答弁と重なる部分もありますが、空き家バンクは、町の空き家情報システム制度要綱におきまして、阿武町内の空き家を有効に活用して、定住促進と地域の活性化を図ることを目的としておりまして、更に、利用登録申請の際には、家族構成の他、そして賃貸や売買の別、大きさや金額など希望する物件の条件、又、阿武町に来てやりたいことなどを記入して頂き、実際に物件の見学会で阿武町に来て頂き、その折に職員が2人で対応して、色々な聞き取りを行って、物件案内の他にも地域の案内なども行いながら、マッチングを行っております。

又、2点目の空き家バンク利用の誓約事項に違反した場合の、町としての対応であります。空き家バンクの利用申請に添付して頂く誓約書には、先程もご紹介がありましたが、5つの項目がありまして、1つ目は、反社会的勢力に属する者でないこと、2つ目は、地域案内等に必要のため、自治会等に利用者の情報を提供してもよいか承諾して頂けますかということ、3つ目は、契約は当事者間で行うこと、そして4つ目は、これが最も重要であります。空き家を利用することとなったときには、地域住民と協調して生活し、地域住民が行う自治会、地域共同活動に積極的に参加し、地域の活性化に寄与します。と言うことの承諾を得る訳であります。

更に、最後に5つ目が、これらの誓約書に虚偽の申告をしたことが判明した場合は、登録を拒否、又は抹消されても異議を申しませんとなっております。

なお、この取り扱いについては、これら5つの内容に、申請書の提出時点で本人にチェックを入れて頂いて、自著のサインを記入して頂いておりますし、面談の際にも、口頭でこのことの内容についても説明し、確認もさせて頂いております。

なお、言うまでもなく、空き家バンク事業は、町の定住施策の一環にしておりますが、誓約書の5つの事項は、くれぐれも遵守して頂きたいというお願いでありまして、法律の裏付けが有るものではなく、口頭や書面で誓約されたことに対して、定住後に諸々の事情があつて遵守されなかったからといつても、例えば、出て行って頂くというような事は、現実問題としては出来ないのが現状であります。

次に3点目の、移住後の不安の解消や、実態の把握に向けた取り組みを、町としてこれまで実施してきたのかというご質問であります。これも、先ほど市原議員のご質問でお答えいたしましたので詳しくは省略させて頂きませんが、もっとアフターケアに努めるべきであったという点につきましては、正にご指摘の通りでありまして、今後、十分に配慮して参りたいと思っております。

最後に4点目の、受け入れの自治会にも同様のフォローが必要ではないかのご質問であります。これは空き家バンク利用者に限らない対応と思っておりますが、共助のまちづくりを目指す本町では、自治会への加入は、都度、強くお願いをしております。特に、空き家バンクでは、先ほど申しましたように、書面による地域との連携強調の誓約書も頂いております。

こうした中、現在の空き家バンク制度においては、空き家の所有者と移住者のマッチングを行うのが主な業務となっております。考えてみれば、移住者は、移住先の空き家で生活するためには、地域との関わりは避けて通れないことであり、地域も又移住者に対し、地域に馴染んで頂き、地域の新しい力となってくれるような人に来て頂きたいという思いは当然のことです。

こうした中、特に小規模の自治会の多い福賀地区においては、人口減少により、諸々の集落、或いは自治会活動が困難になりつつある中で、一つの考え方として、空き家という地域にある貴重な資源、財産を、地域活性化の有効な資源と捉えて、例えば、各自治会でこんな人に来て欲しいという、ある意味、人材誘致的な対応も必要になって来るのではないかという風にも思います。言い換えれば、地域で必要とする人を、地域の方々の方から逆指名するようなこともあつて良いのではないかと考えています。

こうした中、今後、行政の信用で実施する空き家バンクと、暮らしの場である自治会との連携、又、自治会との協議の場につきましては、ご指摘のとおり、更に強化して参ります。

なお、移住された方には、自治会活動や町の行事参加等を通じて地域になじみ、定着して頂かなければなりません。現在、新型コロナにより、なかなか難しい面もありますが、各自治会におかれましては、是非、移住者に対して、地域のお祭りや、クリーンアップ作戦、運動会、その他公民館行事やサークル活動などへの参加のお誘いを頂き、又、消防団への加入のお誘いをして頂くなど、引き続き地道に、且つ自然な形でのお誘いをお願いしたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 私は、先月の20日から地元の地区を1軒1軒回りまして、このことについて、誤振込のことを聞いて歩いたんですけど、厳しいご意見も頂きました。でもですね、全般の業務、電話対応とかですね、本当に職員の方を気遣う声を本当に多く頂きました。本当に胸を熱くしたところでございますけど、その中でですね、先程の質問にもありました、空き家バンクの事業について、本当に疑問を投げかける方も多くおられた訳でございますが、確かに書類審査とか面接では、その人の人となりを見抜くというのは、不可能に近いと、私も分かっているつもりではございますけど、移住した方にとってはですね、最初の頃は、大変不安も多くてですね、地元の自治会に上手く溶け込めない人もおられると思うんですが、先輩の移住者、経験者とか、その移住者同士で意見を交換する場を設けていけたらなど、これは要望ではありますけど、今回のような事件が起こった場合に、福賀地区の住民説明会の中でも述べましたように、もう少し地元の自治会に相談があったら良かったんじゃないかなと、この事件を未然に防ぐことは出来ないにしても、何らかの形で解決の方に行けたんじゃないかなと、個人情報とかですね、プライバシーの観点の問題等もありますけど、その辺、もう少し行政が1歩踏み込んでですね、この自治会との連携を取っていかれるのも、又、地区の担当の民生委員さんもおられますので、自治会長さん、又、民生委員さんともですね、連携を取られた方が良いのではないかなと思っておりますが、その件について、町長の見解を求めます。

○町長 あの本真にこの度の件につましましては、空家バンクという風なものが、一つクローズアップされて、あたかも何か制度に問題があったという風な言われ方もしてきて、私どもとしては、大変残念な気がいたしました。というのも、やはり阿武町の社会増減を、今大体トントンから数人くらいではありますけどもプラスにしてきた、その時の大きな原動力は、やっぱり空家バンクだという風に思っております。ただその中で、僅かな数の方が、例えば今回の事件のようなことで、そぐわないと言うんでしょいかね、後でまさかということが起こった訳でありまして、白松議員がおっしゃるように、では、その入る時の色々な面接、面談、相談の中でそのことが予見出来たのか、ということになると、私は不可能であったろうという風に思っております。今、マスコミ等で本人の色々な姿が、阿武町に来た時だけじゃなしに、来る前そして来た後の色々な姿があからさまになってきた時に、もしそのことが、その時に予見出来たのであれば、何か他の方法があったのかも知れませんが、少なくとも、私が聞き取りした段階では、本当に好青年であったという風なことで、若い人たちが地域に来てくれて有難いと、そんな思いで担当の方も喜んで引き受けたということでありまして、結果論としては、残念なことになった訳であります。しかし、本当に予見というのは難しい訳でありますし、又、移動であったり、色々な自由は憲法で保障されている訳でありますから、そこに大きく行政が介入して、来てはいけませんとか、いいですよとか、いうこともこれも又なかなか難しい問題であります。ただ、この前住民説明会の時にも、地域の方がいらっしゃいましたが、地域の自治会、或いはご近所との関係があるのだから、行政もその時に何か一言言ってくれば、何か手立てがあったかもしれませんねという話がありました。私もその時に、うんそうだなという風に思いましたが、じゃ具体的に、本当に具体的にあの事件が起こった段階です。地域の人たちにそういったことが言えるのかどうなのか、難しい問題があると思います。これは言い方を間違えれば、本当にプライバシーの大侵害になる訳ですから、あの気持ちとしては、本当に良く分かる訳であります。じゃこういった事件が起こった、例えば、組み戻しがして頂けない、その時にその地域の方々にちょっと一声かけて下さいよ、という風なことが本当に言えるかどうか、というのは、いささか私は現実問題としては難しいと思います。後になって、全ては結果論のところから導き出した答えですから、そういう風に、そういうことは言われるけども、本当にそれが出来たんですか、と言われると、現実には難

しいねと、我々もこれも良く言われますが、性善説性善説が良いとか悪いとかいう話がありますけども、やはり、ちゃんと私たちが面接して、職員が面接して大丈夫だという風な思いを持って入られた方に対して、それは性善説で対応していくことは、至極当然のことであって、そのことが大きな何かを起こしたということでは無いと思いますけども、やはり地域との連携も必要であります、守るべきプライバシーなどについては守らないといけないという風に思います。

何れにしても、今日も市原、松田議員のご質問にもお答えした中で、特にアフターフォローにつきましては、今まで若干薄かった面は確かにありますので、しっかりと、そういったことが無いように、入った方もしっかりサポートして行って、そして又地域に馴染んで頂く、で例えば地域の中で、その誓約書あたりが守られない、例えば、地域の色々ありますね、クリーンアップとか色々ありますが、そういったことについても、何某かのこうこうこういうお約束もしましたよね、というような話をするのはいいかなという風に思いますから、そこら辺のフォローもしっかりと、今からしていきたいという風に思います。以上です。

○議長 3番、再再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 説明されたことは良くわかりました。冒頭の町長の挨拶の中でですね、阿武町の町づくりを再起動し、遅れを取り戻す、一步も二歩も前に進んでいけるように、全力を尽くすという大きな決意と、力強さを感じることが出来ました。この度、本庁執行部による6月1日からの3日間、町内3地区、奈古地区、宇田郷地区、福賀地区で開催されました住民説明会において、町民の皆さんから頂いた指摘と、疑念に対して真摯に向き合い、再発防止と信頼回復に職員一丸となって、全力で取り組んで頂きたいと思います。

本当、2度目は無いということもここに付け加えさせて頂きまして、最後をお願いを申し上げまして、以上で私からの質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長 これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長 次に1番、米津高明君、ご登壇下さい。

○1番 米津高明 皆さん、こんにちは。日本共産党の米津高明です。質問の

前に、町民の皆様に少しお願いがあります。

私も大阪からこの阿武町移住してきて 13 年です。この間、地域に溶け込むように、一生懸命自分なりに努力をしてきました。この4月から、釜屋自治会の会長も仰せつかって、今一生懸命走り出したところです。大多数の人が、やはり一生懸命この町が好きで来られたんですから、一生懸命地域に溶け込む努力をされてると思います。温かく見守って頂くことを、まずこの場でお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、質問項目の1、4,630万円誤振込に関する質問を行いますが、まず先に発表された処分案、1人の若者を犯罪者にしてしまつとこと、又、職員が疲弊し、職場が混乱したことに對して、お金が、先程もありましたけど、ほぼ戻ったとは言え、非常に私は甘い処分であると、町長は辞職すべきであるということを強く求めていきます。求めたいと思います。

さて、質問に入りますが、なぜこのような間違いが起きたのか。山口銀行阿武支店から指摘があるまで、なぜ気が付かなかったのか。4,630万円の出金の手続きは、地方自治法に沿って行われたのか。公金が一職員の一存で出来たかという質問は、6月1日から3日に行われた説明会で、私としては不備があると思いますが、まあ明らかにされたと、私は思っています。この間の私なりに整理した経過、説明会の内容も入れてですけども、出納室の業務、これが室長と係長職の方、分業体制になっていたのではないかということです。室長の方が全体を把握していたのかなという、このために最終的なチェックが出来てなかったのではないかなということがあります。463人分の時は、役場内の手順を経て、フロッピーと4枚複写のMTFD引渡表を、山口銀行阿武支店に届けたということです。この時、小切手は持って行かなかったということですよね。そういう風に私はとりました。勿論、支出命令が無かった訳ですから、持って行くはずはないと、このため、発信優先という手続きだったとの説明がありました。調べたのですが、この発信優先というのが良く分かりません。これは、どういう手続きだったのか、お答えを頂きたいと思います。

この後、後日室長から健康福祉課へ支出命令書の作成の依頼を出し、この時作業に不慣れな健康福祉課の職員が、準備画面で納付書を選ぶところを、口座振込を選んでしまったことがまず発端だと、この時、手引書を渡していたということですが、きちっとした引継ぎが行われていたのか、こういう疑問があります。そして、この支出命令書の決済を、決裁書が町長まであがって、町長が

決済を行っております。この時になぜ気が付かなかったのかという疑問、このことから言えば、町長の責任は重いのではないかという風に思います。この後、間違った支出命令書が出納室にまわり、これを元に、ここでもチェックがすり抜けてる訳ですね、振込依頼書を発行し、この時に小切手と一緒に銀行に持って行ってしまったために、こういう誤振込が起きてしまった。この時に、ベテランの係長の方がいらっしゃったら、防げたことではないかなという風に思っています。このように、何人もの方の目をかいくぐって、先程も町長が言われてましたけど、間違いが起こったと解釈しました。

ここで、疑問なんですが、説明会である方が質問されていましたが、振込の原資となる小切手、これは何回振り出しされたのか、あの時の説明では、1回のような気がしたんですけども、この辺の回答をお願いいたします。

こういう風に、流れでは法律、地方自治法なんかに基づいて、つまり 232 条の4にある会計管理者は、普通地方公共団体の長の命令で定めるところによる、命令がなければ支出することが出来ない、又、同じ第 232 条の4の2項の会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令、又は予算に違反してない、及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、出納室で支出することが出来ないという風に書かれています。こういった法律上の手順は踏まれたんでしょうけども、ある場所で間違いが起こったと、これは要するにチェックをすり抜けてきた、説明があったように、期末の忙しい時と人事異動があったという風な回答がありましたけども、こういうことに関して、町長の回答をよろしくお願いいたします。

○議長 只今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 1番、米津高明議員のご質問にお答えいたしますが、その前に、只今の質問の中の多くが通告書にない質問が沢山ある訳であります。米津議員もご承知のように、一般質問につきましては、文書をもって通告をするということになっておりますから、基本的には通告書にない項目については、正確性を期するために答弁する必要はないと、私は理解しております。阿武町だけじゃなしに、どこの議会もそういう風になっていると思っておりますから、まず申し上げておきます。

その上で、なぜこのような間違いが起きたのか。銀行から指摘があるまで気付かなかったのかというご質問であります。

この件につきましては、去る6月から、繰り返しになりますが、1日から3日までの3日間、各地区を回って開催した住民説明会でご説明したとおりであり、又、先ほどからの各議員の質問にお答えする形で、答弁でも申し上げた通りであります。ヒューマンエラーが最大の原因であります。

所管課の担当職員が、フロッピーディスクを使った支払い処理を初めて行うに当たり、課内の引き継ぎが不十分で、担当の思い込みにより、納付書とするところを口座振込として処理したことから派生して、4月6日の支払い段階において、出納室長が口座振込と思い込んで処理してしまいました。

そして、これにより、すでにフロッピーディスク等の提出により支払い処理が済んでいるにも関わらず、今回の支払いには必要のない個人名に、総額の4,630万円が明記された総合振込依頼書を出力してしまい、誤って4,630万円の小切手等と一緒に山口銀行の阿武支店に届けてしまったことから、それを受けた山口銀行阿武支店でも、4月1日のフロッピーディスク分とは別物と判断して支払い処理をした結果、誤振込みとなって、二重払いが発生したという経緯であります。そして、銀行から指摘があるまで気づかなかったのかということですが、出納室においては間違っただけで総合振込依頼書等を提出してはいますが、この時点で小切手は4,630万円分しか渡していないため、山口銀行阿武支店からの連絡があるまでは、まさか二重払いの支払いがされたということには気付くことはありませんでした。

次に、問題の4,630万円の支出の手続きは地方自治法に沿って行われたのか、又、公金が一職員の一存で支出出来たのかというご質問であります。

まず、地方自治法第232条の4第1項において、会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることが出来ないとされています。

なお、本町においては、会計管理者というのは出納室長を兼ねています。又、同条第2項において、会計管理者は、前項の命令を受けた場合においては、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることが出来ないと規定されている訳ではありますが、住民説明会の際にもご説明した通り、誰々にお金を支払ってもいいですか、という様な支出の原因となるべき契約、その他の行為を確認する支出負担行為、そして、地方公共団体の長が、誰々にお金を支払ってもいいですよ、という地方公共団体の債務が確定した旨を命令

する支出命令書によって、初めて出納室長は支出出来ることになる訳ですが、この支出負担行為、そして支出命令は、阿武町決裁規程において、10万円を超える支出については、町長決裁となり、今回の支出を行う上での流れにおいては、阿武町財務規則においても問題はありません。

なお、実際に会計の支払い手続きとなる現金の出納や、小切手の振り出し等については、会計管理者である出納室長が責任を持って行うことになっているところであります。

最後に、町長はどこに原因があると考えているのかというご質問であります。結論から申し上げますと、4月の人事異動につきましては、これまでも定期的に行っていることではあります。今回は、平時の業務とは別の臨時的で特別な給付金の支給業務であり、それも、年度替わりの一番支払い事務が混雑する時期で発生したミスでありましたが、やはり、各所管課において職員間の引き継ぎがきちんと行われていなかったことが最大の要因であり、これまで漫然とこなして来たことによる緊張感の欠如などが重なって、こうした事態が生まれたものと思っております。従って、今後は、今回の事態を教訓として、今一度原点に立ち返り、会計事務のあり方やシステムの改善、そして、他部署や銀行等との連携強化を図りながら、二度とこのようなミスが発生することがないように、気を引き締めて対応して参る所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○議長 ここで米津議員に申し上げます。先程、町長の答弁の冒頭でありましたように、通告したものを質問するのが一般質問になります。それと同時に関連質問も許可されておられませんので、そここのところを良く踏まえて、質問して下さい。再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○1番 米津高明 今、改善策となぜ起こったか、ということをおっしゃいましたが、説明会でも副町長が言われてた、漫然と仕事をしてた、このことが大きな原因だと捉えていいんでしょうか。この忙しい時だからこそ、慎重に何回もチェックをして仕事をするというのが普通ではないかという風に思っています。そういう意味でも、仕事に対しての責任感の欠如、と言ったらもの凄い怒られるかも分かりませんが、そういうことが大きな原因だったのではないかと気がします。

後になります。指摘されたことは、次回から十分気を付けて行いますので、

よろしく申し上げます。

と言うことは、先程言いました、小切手のことは回答頂けないということではないのでしょうか。

○議長 質問事項には小切手のことは、一切書いてありませんが。

○1番 米津高明 はい、わかりました。じゃこれで質問を終わります。

○議長 今の部分の答弁はいいですか。

○町長 今回の事件が起こったことの根底にあるのは、今、ご指摘があるのは、仕事を漫然としていた、責任感或いは緊張感に欠けていたのではないかということでもあります。そういうご指摘を受けるならば、それは結果として、そういうご指摘を受けたことについては、認めざるを得ないという風に私は思います。と言うのが、結果論として、そういう結果が起こった訳でありますから、私は、それぞれの職員が漫然と仕事をしていて、或いは責任感の無いような行動を取っているとは決して思いません。一生懸命やっているという風に思います。ただ、その中で現にこういったことが起こった訳でありますから、もっと責任感を持って、もっと詳しく、もっと突っ込んだ一つ一つをもっと注意を払って対応しておれば、こういったことは起こらなかった。そういうご指摘でありましたら、それは甘んじて受けなければならない、という風には思いますが、一般論として、常に漫然と責任感の無い、ダラダラとした形で職員が仕事をしていたとは決して思いませんが、答弁としては、今からは、緊張感を持って、今以上に緊張感を持ってやっていくということに尽きるという風に思います。以上です。

○議長 1番、再再質問はありますか。

○1番 米津高明 質問では無いんですが、今の町長がおっしゃったことは、十分職員の方にいきわたる、教育というか、そういうなことをやって頂いて、二度とこのようなことが無いようにして頂きたいと思います。これをお願いして、私の質問を終わります。

○議長 それでは、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○1番 米津高明 それでは、2項目目の質問を行います。道の駅関連について、質問を行います。今、大型貨物自動車の駐車場が供用開始をされています。ちびっこ広場に設置されていた運動遊具、小さい1人で使う遊具があったんですけども、これは、これからどこに設置されるのか、お答えを頂きたいと思えます。それと、大型駐車場との間に設置されたフェンスなんですけども、大型

車、接触するという事はまず無いとは思いますが、大型車が接触すると、直ぐ公園側のちびっこ広場の方へこけてくる、この時に、小さいお子さん何かそこで遊んでれば、大ケガをしかねません。だからこの間に、1mか1m50ぐらい柵に近づけないような、低木の植樹をするべきではないかと私は思っています。それと、これに関連してですけども、国道側のフェンスとこの大型駐車場のフェンス、国道側のフェンスの間が1mちょっとぐらい空いてます、これは非常に危険だと思います。直ぐ外へ出れる、大型駐車場の方へ行ける、この間、何人かの子どもさんを連れられた親御さんに話を聞いたんですけども、高学年のお子さんをお連れの方は、自分で判断が出来るからまずは心配してないということだったんですけども、低学年の子どもの方は、やはり凄く心配だとおっしゃっていました。是非、事故が起こる前に対策をして頂きたい、事故が起こってからでは遅いと思いますので。

それと、キャンプ場がオープンして約2ヶ月が過ぎました、以前町長が言われていました相乗効果はどれくらい、細かい数字はいいですけども、どれくらいあったか。又、サンバシカフェ、時々覗きに行くんですけども、お客さんの数が凄く少ないように思われますが、町として、何か打つ手を考えておられるのか、これも回答をお願いいたします。

後は、ビジターセンター前の駐車場の一部分改修工事がされました。これは何故、完成してちょっとの間に改修工事をされています。なぜ発生したのか、費用が発生したのかの回答をお願いします。今日の議案の説明の中に、大型駐車場を含めての予算の金額が出ていましたけど、この中に、この費用が含まれているのかということをお尋ねをいたします。

それと、このビジターセンター前の駐車場の位置づけというのは、一応看板を見る限りでは、キャンプの関係者以外は、駐車出来ないような書き方はされています。夜間は閉鎖しますということが書かれています。オープン当初は、チェーンがしてあって、本当に駐車が出来ない、こういう状態であったんですけど、今はコーンが置いてあるだけで、悪く言えば除けて入ることも出来ます。

後、外周道路、キャンプ場から国道191号に沿って、ずっとビジターセンター前の駐車場に上がってくる道ですけども、今は、郷川の町道の工事のために、そこが、う回路になってますから、色々な車が通ると思うんですけども、以前から、地元の方の車がそんなに頻繁では無いんですけど、港の方から利用してきてこっちに上がってくる、そういうのが見受けられます。これも、黙認され

ているのか、これも確認したいと思いますので、回答をよろしく願いをいたします。

後、これを言うと、又、関連でもないしと怒られるかも知りませんが、このキャンプ場に沿った町の大きいモニュメントがあるところから、道の駅の入口の付近までの歩道、ここに凄く草が生えているんですね。何か、その他は結構綺麗にされているんですけども、その部分だけ凄く草が生えてて見苦しいというか、国道に面した歩道だから、町がそういうのが出来るか出来ないのか分かりませんが、やはり一端中に入ったら綺麗にされている駐車場とかキャンプ場とかあるのに、その目の前が凄く草ボーボーで、ん、という気がします。こういった対策は、どういう風に考えておられるのか、これも含めて回答をよろしく願いをいたします。

○議長 只今の、1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 道の駅及びABUキャンプフィールドについて、大きく5つの質問を頂きましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、ちびっこ広場の運動遊具についてであります。ご案内の通り、ちびっこ広場の芝生スペースの一部を削って、この度、大型駐車場4台分の整備を行ったところであります。このスペースには、平成26年の道の駅のリニューアルオープンに合わせて、ジャンプやツイスト、ストレッチなどの健康遊具があり、当初はちびっこ広場の敷地内への移設を検討しておりましたが、工事の際に重機で掘り起こすとどうしても傷んでしまい、再設置すると遊具の安全性が確保出来ない上に、ちびっこ広場のメイン遊具は、子どもたちに人気のコンビネーション遊具であり、空きスペースに健康遊具の移設を行うと、ごちゃごちゃして、利用されるお客さんの安全スペースの確保が出来なくなるということで、やむなく撤去したところであります。

次に2点目の、大型駐車場の子どもの安全確保についてであります。ちびっこ広場と大型駐車場との間にはフェンスを設けると共に、更に1.5mの安全帯を設けております。又、大型車は、国道から道の駅正面の入場ゲートを右折して、大型駐車場の案内板と路面標示に沿ってプール方向に進み、駐車いたしますが、構造上、その際、フェンスにぶつかって押し倒すような恐れはないものと思っておりますし、大きな車止めも設置しております。又、バックの際にも、死角が生じないような設計になっております。なお、国道側のもと花壇

であった場所については、若干の隙間がありますので、フェンスで封鎖することにいたしております。

次に3点目の、キャンプ場と道の駅の相乗効果についてであります。折角でありますので、この場を借りて、3月12日のABUキャンプフィールドのオープンから、5月末までの利用状況を報告をさせていただきます。

まず、ABUキャンプフィールドは、2か月先までの予約を受け付けておりますが、休日前は、常に予約で満杯の状況で、3月の利用者は3月12日のオープン以来、3月の利用組数は202組、利用人数は612人で、売上が145万7千円となっております。そして4月は307組、1,015人で、売上が215万3千円、5月は522組、1,753人で、378万1千円となっております。3月12日から5月末までの2ヶ月半ではありますが、この合計では、利用組数が1,031組、利用人数が3,380人、売り上げ合計が739万1千円となっております。

なお、8月までの予約を受けられるようになりましては、8月末までの累計予約数は1,721件で、5,679人、売上予測も1,044万5千円と、8月末の時点で当初計画の1,700万円の内の6割を達成予定でありまして、新型コロナウイルスの影響を織り込んだ、株式会社あぶクリエイションのキャンプ部門の令和4年度予算1,370万円に対しては、既に8月末までで76%の達成率となる予定であります。何れも目標達成に向けて、これからまだハイ・シーズンの夏休み期間や、秋のシーズンの利用もある訳でありますから、ある意味、順調な滑り出しとなっているということで、胸をなでおろしているところであります。

又、利用者のアンケートも実施しておりますが、利便性を含めたキャンプ施設の快適さや接客対応の良さ、食材の豊さ、更には温泉があることなどによって、高い評価を頂いております。SNSなどを通じた口コミや広告宣伝、テレビ、新聞、ウェブや雑誌など、様々なメディアの放送や掲載等を通じて、更なる利用者の増加とリピーターの確保、そして、キャンプの他にも研修等による平日の利用促進も期待出来るところであります。

なお、6月末までは、新型コロナウイルスの感染防止で密を作らないということで、スタッフの慣らしもあり、全62サイトを40サイトに絞って運営をしておりましたが、7月以降は当面10サイト増やして、50サイトにして受け付けておるところであります。

又、因みに利用者が、どこからいらしたかということでありますが、その割合を申し上げますと、県内が50%で福岡が25%、広島が15%となっております。

して、このほか、関西圏や首都圏からの利用も見受けられます。

又、当初の予定通りではありますが、一組の平均人数は 3.5 人となっており、所謂スノーピーカーのお客さんを中心に、お子さん連れの若いファミリー層が多い状況であります。特に、土日の盛況は、近くに住んでいらっしゃる米津議員も良くご存じではないかと思っております。

こうした中、ご質問の相乗効果であります。先ずは何と言っても、隣接する道の駅の売り上げであります。支配人に聞いてみますと、今年4月、5月の累計で、物産直売所の売り上げは 3,423 万円と、前年度に比べて 650 万円、率にして 29%増加したと聞いておりました。当初の目論見通りに推移しているという風に思っております。

又、道の駅において相乗効果を狙うため、例えば、キャンプ用の食材コーナーを設けたり、バーベキューセットや調味料の充実、特に人気の、無角和牛のブロック肉は、冷凍ではなくチルドの状態の販売したり、サザエも通常1キログラムありますが、これを半分の大きさにして買いやすくしたりして、きめ細かい工夫も相まってのことがこの結果に表れているという風に思っております。

又、温泉であります。これも同じく4月、5月の累計で 490 万円と、前年度と比べて 148 万円、率にして 43%の増加となっております。キャンプにいられたお客さんは、ほとんどの方が利用されている聞いております。

なお、温泉の開館時間ですが、既存のお客さんと混雑を極めておりましたが、土日は午後9時の閉館を1時間伸ばしまして、午後10時まで延長すると共に、日曜日の開館につきましては、通常は午前10時ですが、1時間早めまして午前9時にして、混雑の解消と、利用者の利便性を高めていることも、大きな売り上げ増に繋がっているところと聞いております。

今、直売所と温泉のことについて申し上げましたが、この様なことがテナントを含めた道の駅全体で起こっているところではありますが、実際の昨年との比較と言うことになると、新型コロナの影響や、キャンプ場の利用者と一般のお客さんがはっきりと区別が出来ませんが、効果が具体的に、何人の何円といったことは申せませんが、確実に大いなる相乗効果があったことは間違いないという風に思っております。

又、道の駅のはじまりのレストランかしまや、宇田郷定置網さんが運営されるみなと食堂ふなだまりにも、キャンプ客らしき人が増えておりますし、又、これはABUキャンプフィールドの売上に含まれますが、町内の山から切り出

してきた薪が、相当の数が売れているとか、Tシャツを始め関連グッズの売り上げも好調で、新たな付加価値を生んでるという風に思っております。

これからABUキャンプフィールドが益々浸透し、リピーターが増え、これから夏休みシーズンに入りますが、1泊が2泊、3泊と連泊が増えていけば、阿武町版のDMOである阿武町観光ナビ協議会、阿武ナビの活動、及び会員さんの体験プログラムとのシナジーによって、泥臭く稼ぎだしていくこと、更に、人、モノ、お金が地域内に循環していくことを願って止まないところであります。

次に4点目のビジターセンター前の駐車場の改修についてであります。ABUキャンプフィールドが3月12日オープン致しましたが、この駐車場は、キャンプに来られるお客さんが受付する時と、サンバシカフェのお客さんを基本にしながら、道の駅の駐車場と共用に致していることは、議員もご案内の通りであります。

そうした中、私も整備当初から、関心を持ってこの利用状況を見ておりますと、夜間封鎖のためのポールに車がぶつかったり、縁石に車が乗り上げたり、の事故が頻発し、一方では、これは大型駐車場が出来るまでのことではありますが、道の駅の入場門をまっすぐ入って、縁石の横に大型トラックやトレーラーが縦列駐車して、国道への視界を遮ったり、中にはビジターセンター前の駐車場内に、無理矢理駐車する大型トラックもあったり、又、想像を超える車のピーク対策からも、駐車台数も増やしたいとの考えから、これは実際には、駐車台数が16台分増えた訳ではありますが、竣工直後ではありましたが、思い切って、道の駅の大型駐車場の改修工事に合わせ、駐車場の改修を実施したところであります。工事費につきましては、大型車の駐車場4区画の整備工事とビジターセンター前の駐車場部分の改修工事を合わせて947万円でありましたが、思い切ってやって良かったという風に思っています。

最後に5点目のビジターセンター前駐車場の管理についてであります。用途については、先ほど説明した通りであります。近隣住民やキャンプ場へ配慮するため、普通車や中型のトラック進入による夜間の騒音を低減する意味で、キャンプ場のスタッフが、午後6時の営業時間終了後に、翌日の勤務開始時間まで、白いコーンを設置して封鎖をしておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 ちょっと聞き取りにくかったので、もう一回お伺いしますが、私が言いました、大型駐車場とちびっこ広場の間のフェンスのこちら側に、緩衝帯みたいなことを言われてましたが。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 先程、町長が答弁された緩衝帯ですけれども、大型トラックの駐車場の区画線とフェンスの間に、更に1m50の幅を持たせているということでございます。

○議長 再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 と言うことは、公園側の方には何もしないということで、そういうことでいいんでしょうか、今のところは。何かちょっと心配なんですけどね。大型運転の方だから運転が上手いとは、私も大型免許持ってるんですけども、そういう風には思っていません。事故があちこちで一杯あります。事故が起こってからでは遅いと思いますので、そこはちょっと、このくらいの緩衝帯であったって、こちら側に近づかないようにして頂くというのがまず大事なかなと思います。事故が起こってからでは遅い。これで、せっかく今町長が言われた、キャンプ場の関連で道の駅が活性化してる、売り上げも増えているところに、そういうマイナスのイメージがあると、ちょっとまずいんじゃないかなという風に思っていますので、是非、前向きな検討をして頂きたい。

それと、先程、運動遊具を撤去した時に、かなり傷んで危ないという返事だったんで、それは理解出来たんですけども、やはり、今まで利用されてた方が、何で無くなった、あれがあったら良いのにな、という声を聞きますので、そういう方に関しては12月の議会で移設するという風に聞いてましたんで、そういう説明を聞かれたらしてきたんですけども、これからは、それは無いと、100%無いという解釈でいいんでしょうか。場所が無い、又、運動遊具も、もしもやるとしたら、新しく造らないと出来ないという解釈でよろしいんでしょうか。

○町長 まず、あの緩衝帯のことですけども、車が駐車スペースがあるんですけども、この背中ですよね、背中のところは、よく押しつぶしてやってあるの

を見ることはあるんですが、今は横の話でありますので、ここに1m50の緩衝帯があるんですよね、ですから、更にそれを踏み越えて、フェンスに当たって、フェンスが倒れるというのは非常に考えにくい、後なら別ですよフェンスが、今の話は横の話なんで、非常に考えにくいという風に思います。ただ、もう一回そういうことが、ご意見がありましたから、もう一回現場で見て見ますけども、私としては、当初の設計を見た時に、1m50の緩衝帯があれば、横サイドのフェンス話なんで、十分だろうという判断をいたしました。後はよく倒しているのを見ますが、横サイドなんであまり問題は無いんじゃないかなと思っておりますが、これについては、もう一回見て見ます。

それから、遊具につきましても、当初使おうと思ってたんですが、ところが、ああいった遊具というのは、安全の上にも安全が考えてありますから、上に出ているものと、下に潜っている基礎、もの凄いものが下に潜っているんですね、ですからそれを全部壊していくとなると、本体が使えるようなものじゃなくなってしまった訳です。ですから、それをどこかに移設、中途半端なものを移設すると、事故を起こす訳でありますから、このことについては、断念したということでございます。

○議長 それでは、1番、続いて3項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○1番 米津高明 それでは、質問項目3を行います。

風力発電の建設予定地の一つであります、水穴 10699-7、この面積の違いについて、町長の答弁をお願いいたします。

2020年10月13日に、阿武町は、当時の名前ですけれども、日立サステナブルエナジー(株)、今はHSEになってますけども、ここと賃貸証明書を結んでいます。この証明書の中で、この筆だけが県が保安林として示している面積と、現に阿武町が持つてる地籍簿、この違いがすごく大きい、このことについて、町として気が付いていたのか、気が付いていたけども、登記がこうだからこれで契約したということなのか、これだけ大きい面積の違いがあるんですから、この賃貸証明書を一端白紙に戻すべきだと、これを強く求めたいと思います。

2021年5月に、県がこの同じ地籍を保安林として指定をしています。

この筆の面積が、きっちり保安林として指定された時が298,933㎡、質問通告書にありました299,200㎡は、2021年3月30日に県からこういうことをします、ここですよという県からの書類に記載されていた面積になります。実測が298,933㎡、実際に契約が結ばれた面積は8,933㎡、これだけ大きな開きが

あります。私が5月27日に阿武町で地籍簿を確認すると、やはり8,933㎡でした。ある方から連絡が入り、どうも変えられたみたいやということで、萩の法務局で確認しました、これが6月5日です。確認すると、6月2日に錯誤によりという理由で、この法務局の登記が8,933㎡から298,933㎡に変更されていました。これは、昨年9月の議会で当時の清水議員が質問をされています。この時の町長の回答が、面積についてであります。これはプロットするところの地籍であって、このプロットという意味が私は良く理解出来ません、データをまとめたということで、いいんでしょうか。実際にこれが契約ということになると、このうちのどの部分という契約になると思いますから、これがまさか何万㎡とかの契約をするはずはありません。はた又、文書があるんですけど、こういうような、んっというような回答がされました。他の筆は、きっちり同じ、保安林であり山林である地籍簿と皆同じですね。大きいところでは40万㎡を超えるところが2ヶ所あります。こういうことから言えば、町長の回答がおかしいのではないかと、という気がします。以前、豊北町の白滝山ウインドパークに視察に行ったんですけど、この時の説明では、あそこは2,500Wくらいで、この阿武町で建てられる予定の約半分くらいの大きさの風力発電です。ここで1基建てるのに、3,000㎡の広さの平地がいて、それに工事用道路とか、削った土砂を貯めるところとか、色んなところがあるから、こんな8千何百㎡では、とてもやないけど出来ないという風な面積だと思います。でこれは、あの賃貸証明書がだされた時点で、面積が違うということを知っててというのか、把握した上で賃貸証明書を発行されたのか、これは地籍簿とか法務局の数字がこうであったから、その数字の通りにされたのか、後は、山口県がこれだけ大きな面積を保安林指定したのですから、他の保安林も含めて、やはり災害などで重要な場所、要するにあまりいらすと災害が起こりますよと、こういった場所ではないかと思えます。だから、こういう場所に、巨大な風力発電を設置してもいいのか、ということが問われているんじゃないかと私は考えてます。

今回の質問は、メインが面積のことです。この回答をよろしく願います。

○議長 只今の、1番、米津高明君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 賃貸証明書に記載されている、大字宇田字水穴10699番7の面積が、登記簿上の面積と保安林台帳上の面積とに差があることについてのご質問であ

ります。

この件につきましては、先程申されましたが、昨年9月議会定例会の一般質問の中で、清水教昭議員から同様のご質問を頂いておりますが、今一度整理して申し上げます。

ご質問の主旨は、令和2年10月13日付けで、当時の日立サステナブルエナジー株式会社、現在はHSE株式会社であります。これに対して発行した賃貸証明書に記載されている町有林4筆のうち、大字宇田字水穴10699番7の面積が、登記簿上は8,933㎡となっているが、県の指定した保安林面積の299,200㎡と大きくかけ離れて表示されているがどうかということでもあります。

まず、登記簿上の8,933㎡につきましては、昭和41年度、42年度に完了した地籍調査の成果に基づき、法務局の土地登記簿に登録されたものであり、現実の面積との差異はあっても、契約等に用いる土地の表示は、登記簿の公簿に記載された面積を用いることは当然のことです。従って、事業者であるHSEが、事業の認定を経産省から受けるための必要書類の一つである賃貸証明書について、当然、公簿上の面積である8,933㎡を記載の上、提出されたものであり、これに対して町は証明書を発行したところであります。

一方、山口県が保安林指定を行う際には、対象地の地積図を用いて、プランメーターといわれる、机上で面積を測定する器具を用いて、現実の面積に近い面積で指定を行うため、今回の対象地においても同様に面積を測定し229,200㎡として、指定が行われたところであります。

従って、この机上で測定された面積につきましては、実際の面積に近いものであるとは思われますが、公的に認められたものではないことから、この面積を賃貸証明書に記載されても、町としての証明は出来ないものであり、証明はあくまでも、法務局の公簿に記載されたものにせざるを得ない訳であります。

なお、当該地の登記簿上の面積を、現実の面積に更正するには、現地において、境界を確認の上、実測により面積を測量することになりますが、この広大な面積を有する当該地の境界、及び面積を確定することには、相当な時間と費用を要すること、ましてや、急峻な山林でありますので、境界の確定作業には、相当な困難を極めることが予想されるところであります。

最後に、賃貸証明書の面積の変更についてであります。今回計画されている風力発電所施設設置にかかる町有林の貸付面積につきましては、発電所の柱の基礎、及びブレードの回転幅にかかる旋回範囲、又、監視施設、更には、工

事用兼管理用道路になろうかと思いますが、計画に基づく必要な面積のみを貸し付けるものであり、将来、もし事業実施となった場合においても、別に賃貸契約書を取り交わすこととなります。

従って、賃貸証明書につきましては、あくまでも、表示されております土地を貸し付ける用意がありますよ、というものでありますので、現時点で、現在の標記を変更する必要性はないと考えております。

なお、念のために昨日、法務局に当該土地の面積について問い合わせをしたところ、先程、米津議員の方からもありましたが、当該土地の面積については、国土調査の成果の転記の誤りということが判明したということで、6月2日付けで、法務局において、地積を 298,933 m²に職権で変更されたたと聞いております。

なお、現在の賃貸証明書については、証明はあくまでも、その時点の法務局の公簿によって記載されたもので作成されたものでありますので、当然有効であり、又、何か必要があれば別ですが、現時点で、特段に面積の修正の必要はないという風に考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。ただし、時間が1分を切っていますので、よろしく願いいたします。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番。

○1番 米津高明 賃貸証明書を変える必要はないということですが、これだけ面積が変わってるんですから、一端白紙にということ強く求めていきます。

これは、他の筆も部分時に貸すという理解でいいんでしょうか。40万m²とかが2ヶ所もあるんですけども、ここだけ、たまたま違ったから、そういう回答をされたのか、賃貸証明書に4つの筆があるんですけども、そこも全部そういう解釈で、必要な面積だけしか貸さないということでもいいんでしょうか。

○議長 町長。

○町長 そもそも、あれだけの大きな面積を、どういう考えがあって貸すんですか、考えられない。先程申しましたように、必要なところを貸すんですよ、貸すとすれば。当然、表記である大字水穴何番地のうちの何m²とかになるでしょうね、契約するとなれば、そして、それに図面を付けてこの位置ですよと、大きな枠だけありますから何十万m²の、で、ここかここか分かりません。ですから図面を付けてここです、この面積はいくらですよ、という風になると、

当然のことですよ、まさか何十万㎡を貸すという発想になること自体びっくりしますが、当然必要なところだけを最低限貸すんです。当然のことです。

そして、先程の面積のことにつきましても、例えば私の住所地が、私は 1863 番地です。1863 番地ですが、登記簿を見たら 1863 番地というのはありません。私のところは道路がつきましたから、1863 番地の 1 です。でも、私の住所地は 1863 番地です。その当時の公簿に載っておったもので契約する。ここで言うという言いたい訳です。で、面積の公正が必要とするならば、必要になった時にやればいい訳ですね。まして何十万㎡、測量したら何百万円です。今それをお金かけてやる必要がどこにあるんですか。ですから、必要な時に、あくまでも契約の表示がそうなおるといふことですから、それで別に何の問題もない、本当に貸付を行う時にこの大きな面積の中の、測量して頂いて、勿論先方がですよ、この位置ですと、これを合計したら何㎡になりますと、これを契約して頂けませんか、ごく当然のことだという風に思っておるんですけど、質問されること自体が私は理解出来ない。当たり前のことだと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩いたします。

休憩開始／14時34分 会議再開／14時44分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第10 議案第7号を上程

○議長 続きまして、日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までを一括議題とします。

○議長 まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(水津繁斉) 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等

の一部を改正する条例)についてご説明いたします。

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

専決処分書については2ページをお開け下さい。令和4年3月31日付け専決処分書でございます。

専決事件は、阿武町税条例等の一部を改正する条例です。

専決事由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)及び関係政令等が令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて同年3月31日をもって専決処分につき、これを報告し承認を求めるものでございます。

改正内容改め文につきましては、3ページから8ページまで、新旧対照表につきましては、9ページから32ページまでです。

別紙説明資料は、別紙の議案書説明資料の1ページから8ページまでが対象となっております。1ページから4ページが改正条項別の説明、5ページから8ページが主な改正内容の説明です。

なお、今回の改正は、令和4年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、①DV(ドメスティック・バイオレンス)などに関する対策、②町民税における住宅借入金等特別税額控除(いわゆる住宅ローン控除)の見直し・延長、③上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、④商業地等の固定資産税の負担調整措置の見直しです。

それでは、説明資料を見ていただいて、主要項目について概要説明を順にいたします。説明資料の1ページをご覧ください。改正条項別の説明資料でございますが、まず、最初の改正項目、DV(ドメスティック・バイオレンス)などに関する対策でございます。

住民基本台帳においては、DV等の支援措置の申し出がなされた場合は、本人等決められた範囲以外には住所を開示しない制度があります。この制度と連携をとって、納税証明書や記載事項証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧の際にDV等の対策対象者の場合には、住所の削除などの対策をとることが定められました。これについては、1ページの資料におきまして、一番最初の第18条の4、2ページの最後、第73条の2、3ページの最初、第73条の3の改正が該当します。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

横の資料になっております。町民税における住宅借入金等特別税額控除(いわゆる住宅ローン控除)の見直し・延長であります。

町民税の住宅ローン控除は、所得税から控除しきれなかった額を町民税から控除する制度です。この度の見直しは、対象を令和4年から令和7年末までの入居に延長すること、新築や居住年、認定長期優良住宅など条件に合えば控除期間を10年から13年に3年延長するものでございます。又、消費税率引上げによる需要平準化対策の終了を踏まえて、控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%から5%に引下げられます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。町民税関係でございます、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しであります。

従来、上場株式等の配当所得等に係る課税方式は、所得税と個人住民税、町民税で異なる方式を選択することが可能でした。

この度、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体となって課税されることを踏まえ、公平性の観点から課税方式を一致させることに変更されました。具体的には、確定申告において申告方法を、申告不要・総合課税・申告分離課税から選択することになります。

最後に、説明資料の7ページ8ページをお願いいたします。

固定資産関係で、商業地等の固定資産税の負担調整措置の見直しでございます。土地に係る負担調整措置をする仕組みのことですが、現在の方式は、平成6年度からくり返し延長されているものです。今回は令和3年度から令和5年度までの負担調整措置のうち、令和4年度に限り、景気回復に万全を期すために激変緩和の観点から、商業地等の課税標準額を令和3年度の課税標準額に、令和4年度の評価額の加算を、5%から2.5%に半減する措置を講ずるとされているものでございます。

説明資料の7ページが改正前、8ページが改正後のイメージでございます。

令和4年度が、5%から2.5%に変更されております。

説明しますと、地価上昇地点にのみ関係するものでございますが、令和2年度に比べて、令和3年度が地価上昇により、税率が上昇・増加する地点については、令和3年度は同額、令和4年度は加算を5%から2.5%に半減するという、この特別な措置を講ずるというものであります。地下が下落する土地については、そのとおり通常の扱いとなるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について説明いたします。

専決処分書につきましては、34ページでございます、令和4年3月31日付け専決処分書でございます。専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。専決事由といたしまして、①地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)及び関係政令等が令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるため、又、②「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)」が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につき、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

改め文につきましては、35ページから36ページ、新旧対照表は37ページから52ページです。

説明資料は、議案書説明資料の9ページから15ページまでとなっております。なお、今回の改正は、令和4年度税制改正に基づくものと、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、課税限度額の変更、子ども(未就学児)の均等割の減額措置の導入、国民健康保険税の税率等の決定です。

説明につきましては、説明資料の9ページより説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

改正概要について説明いたします。まず、課税限度額の変更でございます。第2条は、政令改正に伴うもので、医療給付が増加する中、保険料負担の公平性確保等の観点から、基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるもので

ございます。これにより、課税限度額は、基礎課税額については 65 万円、後期高齢者支援金等課税額については 20 万円、介護納付金課税額については 17 万円の据え置きとなっております。

ちょっと飛びますが、資料の 14 ページにイメージ図を載せておりますので、ご確認頂ければと思います。

では戻って頂いて、9 ページ、次に、子ども(未就学児)の均等割の減額措置の導入です。9 ページの下側ですが、第 23 条ですが、これは、法律改正に伴うもので、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、子ども(未就学児)に係る国民健康保険税等の被保険者均等割額の減額措置の導入等の措置を講ずる改正が行われたものです。

具体的には、子ども(未就学児)に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額、具体的には半額になります。低所得者軽減の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割が半額になります。例えば 7 割軽減の場合、残りの 3 割について半額になりますので、7 割軽減が 8.5 割軽減となります。

次に、10 ページをお願いいたします。今ノ 2 点の改正について、表にしています。1 が課税限度額の変更でございます。基礎課税額分が 65 万円、後期高齢者支援金等課税額が 20 万円に改正になっております。2 が子どもに係る均等割の減額措置の導入です。子どもとその他で軽減の違いを示しています。

11 ページをお願いいたします。軽減額に係る一覧でございます。

条例では、軽減する額で記載されておりますが、この表は軽減後の額で表記していますので、ご注意下さい。飛びますが、15 ページイメージ図を載せていますのでご確認下さい。

戻って頂きまして、12 ページをお願いいたします。国民健康保険税の税率等の決定についてでございます。

毎年、山口県は県全体の医療費等の算出から、按分等により各市町村の事業費納付金と各市町の標準保険料率が示され、それを参考に各市町で税率等を算定することとなります。

令和 4 年度につきましては、税率等の改正を予定しておりましたので、新たな標準保険料率をもとに、医療費の動向や、県内他市町の状況、負担額の動向などを調査・検討しました。その結果、県が示す標準保険料では、税率等が県内で最も高くなりましたが、令和元年度に改正した現行税率で比較しますと、医療分である基礎課税額では、1 人当たりの負担額が令和 3 年度で 19 市町中

18 番目、令和4年度では19番目の最も低いものとなる見込みです。

更に、1世帯当たりで比較しても令和3年度、4年度とも19市町中18番目の低い負担額となる見込みです。

なお、実際の今年度の被保険者データを使用して計算を行いました結果、必要な国保税額の総額を確保することを確認いたしました。

又、後期高齢者支援分と介護分につきましては、それぞれの制度への納付金を充足する必要がありますが、現行税率と大きな差異はない上、必要な額を確保することを確認いたしました。

12 ページは、決定した税率等についてまとめたものです。前回改正時の令和元年度と令和4年度、そして、県が示した標準保険料率、標準保険料率との増減を併記しております。なお、表の下段には、参考比較として、それぞれの率、額を合算した表を再掲しております。再掲1は、40歳～64歳までの介護分を加えたもの、再掲2はその介護分を含んでないものでございます。

次に13ページをお願いいたします。今回の改正の結果について、そのまとめを記したものです。令和元年度と令和3年度、令和4年度を比較し、新たな税率等による全体の傾向についての記載です。令和4年度は、被保険者数957人、世帯数636世帯で、3年度に比べてほぼ同数です。調定額総額は、72,211千円で、昨年の73,397千円を下回ります。

結果、平均において、被保険者一人当たり75,456円、1世帯当たりでは113,539円となり、平均ですが約2%は減少となるところであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、町長等の給与の特例に関する条例について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第3号、町長等の給与の特例に関する条例について、ご説明いたします。

まず、本案件の条例制定につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例に規定する、町長等の給与に関する特例を定めることを目的とするものであります。特例の対象に当たっては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業における、公金の誤振込事件に係る処分の方針によるもので、特例の内容につきましては、町長の給料月額については、町長の給料月額から50/100を乗じて得た額を減じた額とし、副町長の給料月額については、副町長の給料月額から40/100を乗じて得た額を減じた額として、それぞれ減給する

もので、期間は、令和4年7月1日から9月30日までの3ヶ月分をカットしようとするものです。又、特例の期間における期末手当及び退職手当の算定に基礎となる、給料月額、町長等給与条例の別表に定める給料月額とするほか、附則により、今回の条例の制定により、従来の町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例(平成26年阿武町条例第4号)につきましては、廃止となります。なお、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第4号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の54ページをお願いします。

議案第4号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてをご説明します。本件につきましては、過疎対策事業債の起債対象事業とするためには、阿武町過疎地域持続的発展計画に掲載する必要があるため、計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

55ページの新旧対照表の追加又は変更部分に、アンダーラインをしておりますので、一緒にご覧頂きたいと思っております。

内容としましては、過疎計画の別表、事業計画の表中に事業の追加、及び変更を加えるもので、本文の6項、生活環境の整備の中の(3)計画・事業計画の表中、区分の5、生活環境の整備、事業名(1)水道の項に、施設名、簡易水道、事業内容、水質自動測定装置更新事業を追加するものです。

次に、区分の6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、事業名(8)過疎地域持続的発展特別事業の項に、施設名、児童福祉、事業内容、乳幼児医療費補助事業及び一人親家庭医療費補助事業を追加するものです。

次に56ページをお願いします。同じく施設名、高齢者障害者福祉、事業内容、重度心身障害者医療費助成事業を追加するものです。

これらの3つは、過疎債のソフト事業であり、所謂福祉医療であります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第5号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案書の57ページをお願いいたします。議案第5号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

今回の補正額は7,563万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を32億1,663万5,000円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正、地方債の補正及び債務負担行為につきましては、別冊補正予算書の第1表、第2表及び第3表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書16ページ、1款、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費、児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費、保健衛生総務費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費、社会教育総務費、町民センター費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。

10 ページ、14 款、国庫支出金から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 6 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書の 58 ページをお願いします。

議案第 6 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、450 万 3,000 円を減額し、補正後の予算を 5 億 8,592 万 5,000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 48、49 ページをお願いします。歳出から説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 7 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 59 ページをお願いします。

議案第 7 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、26 万円を追加し、補正後の予算を 5,816 万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 62、63 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 8 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 60 ページをお願いします。

議案第8号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、14万8千円を追加し、補正後の予算を6億3,228万2千円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の72、73ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第12 発議第1号を上程

○議長 日程第12、誤振り込みに関する調査特別委員会の設置について、提出者の説明を求めます。米津高明君。

○1番 米津高明 それでは、61ページ議員提出議案第1号、誤振り込みに関する調査特別委員会の設置について。

地方自治法第109条第1項、阿武町議会委員会条例第4条の規定により、阿武町議会に特別委員会を設置する。2022年6月9日提出。提案者は、私、米津高明、賛同者は、上村萌那議員です。

特別委員会の名称、誤振り込みに関する調査特別委員会。特別委員会の定数は議長を除く7人の議員です。調査の内容は、誤振り込みが起こった経緯と事務手続き、誤振り込み発覚後の町の対応、誤振り込みされた公金の取り扱い、回収、誤振り込みに関する責任の所在、その他委員会が必要とする事項です。設置期間は、調査が終了するまで。

提案理由を説明をいたします。この間の説明会開催とか、色んなことがあって、ちょっと内容が変わっています。基本的には、議会で委員会を作って、きちっと検証する、町が提案する改革案に対して、それがいいものかどうか、確認するためにも、きちっと調査をすることが必要で、このことによって、全容解明と責任の所在を明らかにする、こういうことをやっていく。

この間、大混乱がありました。阿武町行政を揺るがす大問題として、議会が、今こそこの監視機能を働かせ、町民に替わって、この事態の全容を解明、多く発表はされましたけども、もっと詳しく解明し、この中でどこに問題があったかをきちっと検証していく、こういうことが必要です。以上の理由で、調査特別委員会を設置するものです。

○議長 以上で、発議の提案説明を終わります。

日程第13 委員会付託

○議長 お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第8号、及び発議第1号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号、及び発議第1号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、この後15分休憩して、4時から全員協議会が開催されます。委員会室へご参集下さい。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉会 15時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 白 松 靖 之

阿武町議会議員 西 村 容 子